

令和元年第6回

置戸町議会定例会会議録

令和元年9月11日開会

令和元年9月12日閉会

置戸町議会

令和元年第6回置戸町議会定例会（第1号）

令和元年9月11日（水曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 議案第38号 定住自立圏の形成に関する協定書の締結について
- 日程第 5 議案第39号 置戸町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第40号 置戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第41号 置戸町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第42号 置戸町下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第43号 置戸町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第44号 令和元年度置戸町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第45号 令和元年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第46号 令和元年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第47号 令和元年度置戸町下水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第48号 財産の取得について
- 日程第15 議案第49号 工事請負契約の締結について
- 日程第16 議案第50号 工事請負契約の締結について
- 日程第17 同意第 4号 置戸町教育委員会委員の任命について
- 日程第18 諮問第 1号 置戸町人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第19 認定第 1号 平成30年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第 2号 平成30年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第 3号 平成30年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第 4号 平成30年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第 5号 平成30年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 認定第 6号 平成30年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 25 認定第 7号 平成30年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 26 報告第 6号 平成30年度置戸町財政健全化及び経営健全化の比率について
- 日程第 27 報告第 7号 例月出納検査の結果報告について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 議案第38号 定住自立圏の形成に関する協定書の締結について
- 日程第 5 議案第39号 置戸町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第40号 置戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第41号 置戸町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第42号 置戸町下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第43号 置戸町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第44号 令和元年度置戸町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第45号 令和元年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第46号 令和元年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第47号 令和元年度置戸町下水道特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第48号 財産の取得について
- 日程第15 議案第49号 工事請負契約の締結について
- 日程第16 議案第50号 工事請負契約の締結について
- 日程第17 同意第 4号 置戸町教育委員会委員の任命について
- 日程第18 諮問第 1号 置戸町人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第19 認定第 1号 平成30年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第 2号 平成30年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第 3号 平成30年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第 4号 平成30年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第 5号 平成30年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 認定第 6号 平成30年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 認定第 7号 平成30年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第26 報告第6号 平成30年度置戸町財政健全化及び経営健全化の比率について
日程第27 報告第7号 例月出納検査の結果報告について

○出席議員（8名）

1番	石井伸二	議員	2番	小林満	議員
3番	阿部光久	議員	4番	佐藤勇治	議員
5番	澁谷恒壹	議員	6番	高谷勲	議員
7番	嘉藤均	議員	8番	岩藤孝一	議員

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

町長	井上久男	副町長	和田薫
会計管理者	遠藤薫	まちづくり推進室長	坂森誠二
総務課長	深川正美	総務課参与	福手一久
町民生活課長	渡邊登美子	産業振興課長	蓑島賢治
施設整備課長	大戸基史	地域福祉センター所長	須貝智晴
総務課総務係長	芳賀真由美	総務課財政係長	湊美保

〈教育委員会部局〉

教育長	平野毅	学校教育課長	石森実一
社会教育課長	五十嵐勝昭	森林工芸館長	岡部信一
図書館長	五十嵐勝昭（兼）		

〈農業委員会部局〉

事務局長 蓑島賢治

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 深川正美（兼）

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本間靖洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長	鈴木伸哉	議事係長	今西美紀子
臨時事務職員	中田美紀		

◎開会宣言

○岩藤議長 ただいまから、令和元年第6回置戸町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○岩藤議長 これから、本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○岩藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって2番 小林満議員及び3番 阿部光久議員を指名します。

◎諸般の報告

○岩藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○鈴木事務局長 今期定例会に町長から提出された議案は次のとおりです。

- ・ 議案第38号から議案第50号まで。
- ・ 同意第4号。
- ・ 認定第1号から認定第7号。
- ・ 諮問第1号。
- ・ 報告第6号。

今期定例会までに受理した監査委員からの報告は、次のとおりです。

- ・ 報告第7号。

今期定例会に議案等説明のため出席を求めた者及び委任を受けて出席する者は、お手元に配付した名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○岩藤議長 次に一部事務組合の会議について組合議員から報告を行います。

北見地区消防組合議会。

2番 小林満議員。

○2番 小林議員〔登壇〕 北見地区消防組合議会結果報告を申し上げたいと思います。去る令和元年7月11日招集の令和元年第2回臨時北見地区消防組合議会の結果につきましては、その概要について報告いたします。

初めに会議録署名議員の指名を行い、会期を7月11日の1日間と決定いたしました。次に本会議に提案された議件は3件であります。

議案第1号 令和元年度北見地区消防組合一般会計補正予算については、歳入歳出予算の総額29

億5,200万円に歳入歳出それぞれ1,292万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億6,492万6,000円とするものです。議案第2号 北見地区消防組合消防職員等定数条例の一部を改正する条例については、消防力のさらなる強化を実現するため、現在の消防職員定数252人を266人とするものでございます。議案第3号 北見地区消防組合消防手数料条例の一部を改正する条例については、本年10月1日に予定される消費税の税率が引き上げられることにより、地方公共団体の政令が改正されることから、消防手数料条例の一部を改正するものでございます。議案第1号から議案第3号まで一括して辻管理者より提案理由の説明がなされ、その後質疑、討論、採決を行い、原案のとおり可決されました。

なお、本会議の内容につきましてはお手元に配付の説明資料のとおりでございます。

以上で北見地区消防組合議会の結果報告といたします。

◎日程第 2 会期の決定

○岩藤議長 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から9月13日までの3日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月13日までの3日間に決定しました。

◎日程第 3 行政報告

○岩藤議長 日程第3 町長から行政報告の申し出があります。

発言を許可します。

町長。

○井上町長〔登壇〕 行政報告を2点申し上げます。

初めに9月1日現在の主要農作物の生育状況についてですが、本年は3月から温暖傾向となり、融雪も順調に進み、4月下旬から5月上旬にかけて平年より高い気温で推移いたしました。その後6月上旬にかけては雨の多い日が続きました。また日照不足となりましたが、各作物とも植え付け作業は概ね順調に進めることができました。6月中旬以降は好天に恵まれ、全般的には農作物の生育及び農作業は順調に推移してきました。しかし、7月下旬から8月初旬にかけ記録的な猛暑が続き、干ばつ傾向が顕著となりました。

8月中旬から下旬はオホーツク高気圧の影響により曇り空の多い日が続いたり、また霧雨の日が続いたりということで、一部作物では収穫が停滞いたしました。8月後半から本格的な収穫時期を迎えていますが、全体的には例年並みに収穫作業が進んでおります。

生育状況につきましてはお手元の資料のとおりであります。その概要を申し上げます。

最初に秋まき小麦についてですが、4月以降好天に恵まれ、起生期、幼穂形成期、止葉期と概ね順調に生育しました。6月以降やや降雨不足でありましたが、定期的にはまとまった降雨が見られ、穂

揃期、成熟期では4～5日ではありますが、早く進みまして、また、十分な登熟期間を得ることができました。収穫も天候に恵まれ、平年よりやや早く順調に収穫作業も終わり、登熟日数も確保できたことから反収当たりで昨年より159kg多い746kg、製品歩留は93.6%となり、質量ともに良好でありました。なお、一昨年発生が確認されましたなまぐさ黒穂病については全筆調査の結果確認されませんでした。

春まき小麦は雪解けが順調に進んだことから、平年より5日早い播種期となり、その後も晴天に恵まれ順調に成熟期を迎えました。収量も秋まき小麦同様、十分な登熟期間を経たことから反収当たり昨年より128kg多い571kg、製品歩留は82%となりました。

ばれいしょは、植え付け作業も順調に終了し、萌芽期の5月30日と平年並みに進んでいましたが、7月以降の高温少雨により、茎葉黄変期が平年より4日早く、茎葉の枯れ上がりの目立つ圃場が見られました。収穫は平年並みに始まり、品質についても極端な大玉・小玉が少なく、粒ぞろいの良い状態ですが、規格内収量は平年よりやや少ない見込みとなっています。なお、ジャガイモシストセンチュウの植物検診、シロシストセンチュウの抵抗性品種の作付けなども実施し、全筆検査の結果新たな発生は見られませんでした。

次にてんさいですが、移植栽培では育苗、移植時期ともに天候に恵まれて平年並みに進みました。褐斑病やヨトウガ食害などの発生も少なく、作況圃における根周は現在34.4cmと生育は順調に進んでおります。直播栽培では播種作業が順調に終了し、平年より9日ほど早い生育となっていました。5月下旬の風害により、一部圃場で補植、再播種する圃場が見られました。その後の天候も雨の欲しい状況でありましたが、現在のところ根周は33.5cmと、生育は順調に進んでいます。本年の収量は移植で反収5.7トン、直播で4.7トンを見込んでおります。

高級菜豆は播種、発芽、開花期とも平年より5日から6日早まり、生育が進みました。7月下旬の高温による一部落花、落葉もありましたが、概ね平年並みの着落数で推移しております。

たまねぎは播種作業が順調に進み、平年より3日程度早まり、移植作業も好天に恵まれ5月13日と平年並みに進みました。7月中旬以降の高温により倒伏と枯れ葉が進みましたが、球径も8.1cmと順調に生育し、収量は反収5,800kgと見込んでおります。

牧草の一番草については萌芽期以降、適度な降雨も得られ順調に生育し、収穫期も天候に恵まれたことから平年より6日早い7月7日に収穫を終えました。収量は反収当たり2,355kgで品質も良好となりました。2番草は途中干ばつによる生育停滞が見られましたが、概ね十分な草丈を確保し、8月31日から収穫作業が始まりました。

飼料用トウモロコシは播種作業も好天に恵まれて、平年より5日早く出芽も良好に進みました。期間中高温で推移したことから草丈は大きい傾向で、子実の生育につきましては不稔は少なく、有効雌穂数も多めの傾向となっています。

以上申し上げます、農作物の生育概況の報告といたします。

2点目は置戸町内における国及び北海道の直轄事業についてであります。初めに網走開発建設部北見道路事務所が所管しています事業としまして、一般国道242号の維持補修工事で7件、合計で8,410万円、北見河川事務所所管の常呂川維持工事で2件1,680万円、合わせまして9件で1億90万円が維持補修が進められております。

次に北海道関係でオホーツク総合振興局網走建設管理部が所管する事業ですが、本別・留辺蘂線の改良工事で1件、橋梁補修工事で2件、維持補修工事で2件の合計5件、1億1,270万2,000円、河川関係は訓子府川改修工事1件が予定されておりますが、工事費は未定であります。道路河川合わせて6件で1億1,270万2,000円で工事が進められております。

次に総合振興局林務課が所管する事業であります、川南地区小規模治山工事1件、13万6,000円で下刈りが行われました。

最後に中部耕地出張所の事業につきましては、畑地帯担い手育成型の農地整備事業による面整備工事、道路改良工事及び用地買収など合計7件、2億3,687万9,000円で事業が進めております。

以上、国及び北海道の直轄事業は全部で23件、総額で4億5,061万7,880円で事業が進められております。なお、本年度は24件、総額12億2,700万7,000円でしたので、事業費ベースで前年度対比36%、7億7,638万9,000円の減額であり、国道に架かる秋田橋の改修ほか小規模治山工事などの完成による減額となっております。

以上2点申し上げ、行政報告といたします。

○岩藤議長 町長の行政報告に対して質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 質疑なしと認め、これで行政報告を終わります。

◎日程第 4 議案第38号 定住自立圏の形成に関する協定書の
締結についてから

◎日程第16 議案第50号 工事請負契約の締結についてまで
————— 13件 一括議題 —————

○岩藤議長 日程第4 議案第38号 定住自立圏の形成に関する協定書の締結についてから日程第16 議案第50号 工事請負契約の締結についてまでの13件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました議案第38号は、定住自立圏の形成に関する協定書の締結についてでございます。議案の内容につきましてはまちづくり推進室長よりご説明を申し上げます。

〈議案第38号 定住自立圏の形成に関する協定書の締結について〉

○岩藤議長 まず議案第38号 定住自立圏の形成に関する協定書の締結について。

まちづくり推進室長。

○坂森まちづくり推進室長 議案第38号 定住自立圏の形成に関する協定書の締結についてをご説明いたします。

定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付総行応第39号総務事務次官通知)に基づき、北見市との間において定住自立圏の形成に関する協定書を次のとおり締結することについて、置戸町定住自立圏形成協定の議決に関する条例(平成31年条例第1号)の規定により、議会の議決を求め

る。

今回締結しよういたします協定書の内容についてご説明いたします。少子高齢化に伴う人口減少が急速に進む状況におきまして、平成21年4月から総務省が全国で推進している取り組みである定住自立圏構想について2月28日に北見市が中心市宣言を行い、以降本町のほか訓子府町、津別町、美幌町の1市4町での圏域の形成に向けた協議を進めてまいりました。

中心市である北見市との圏域を形成する本町との間において、定住自立圏の形成に関する協定書を締結いたしたく、置戸町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

それでは協定書の各条文の説明をいたしますので、協定書案をお開き願います。

本協定書は北見市を甲、本町を乙として、全7条で構成されております。

まず、第1条では中心市宣言をした北見市と、その宣言に賛同した置戸町が相互に役割を分担し、連携を図りながら定住自立圏を形成することを目的としています。

第2条は基本方針として、この協定に基づき北見市と置戸町が定住自立圏を形成するために、第3条に掲げる三つの政策分野の取り組みに相互に役割分担をしながら連携していくことを定めたものです。

第3条は北見市と置戸町が連携して取り組む政策分野として、1. 生活機能の強化に関わる政策分野。2. 結びつきやネットワークの強化に関わる政策分野。3. 圏域マネジメント能力の強化に関わる政策分野の三つの分野を掲げておりますが、それぞれ別表として後程ご説明申し上げます。

第4条第1項は三つの政策分野に関わる取り組みを推進するため、事務の執行においても相互に役割分担と連携協力をしていくこと。第2項では取り組みの推進にあたって必要な費用が生じた場合について、相互の受益の程度を勘案しながら協議の上負担をしていくこと。第3項では取り組みに必要な手続きや人員確保及び費用の負担についてその都度協議によって定めることとしております。

次のページをお開きください。第5条は協定変更の手続きについて規定したもので、本協定を変更しようとする時はあらかじめ議会の議決を経た上で協議することを定めたものです。

第6条は協定廃止の手続きについて規定したもので、第1項で本協定を廃止しようとする時はあらかじめ議会の議決を経た上でその旨の通知をすること。第2項では通知は書面によるもの。議会の議決の写しを添付すること。第3項で通告があった日から起算して2年を経過した日に協定の効力を失うことを定めたものでございます。

第7条は本協定において定めのない事項又は疑義が生じた時は協議の上決定することと定めたものです。次のページにお進みください。第3条では連携して取り組む政策分野として、別表第1、別表第2及び別表第3の3分野とし、それぞれ項目ごとに取り組み内容、甲の役割、乙の役割を規定したところです。

それでは協定書別表第1からご説明いたします。別表第1、生活機能の強化に係る政策分野として、医療の項目では救急医療体制の確保と地域医療体制の充実を図るための取り組みの内容と、北見市、置戸町の相互の役割を定めております。

次に福祉の項目では高齢者福祉の推進と障害者福祉の推進。次のページをお開きください。子育て

支援の推進を図るための取り組みの内容と相互の役割。教育の項目では学校教育の推進と生涯学習の推進のための取り組みの内容と相互の役割。産業振興の項目では農業の振興。

次のページにお進みください。

林業、商工業、観光物産の振興を図るための取り組みの内容と相互の役割。環境の項目では産業廃棄物処理施設の広域利用。

次のページをお開きください。河川的环境保全活動の推進を図るための取り組みの内容と相互の役割。防災の項目では災害時の相互応援の体制強化を図るための取り組みの内容と相互の役割。その他の項目で上下水道の維持管理や旅券事務の広域処理体制の構築を図るための取り組みの内容と相互の役割について定めております。

次のページにお進みください。別表第2、結びつきやネットワークの強化に関する政策分野としまして、地域公共交通の項目では多様な公共交通の強化に向けた取り組みの内容と相互の役割、デジタルディバイド情報格差の解消に向けたICTインフラ整備の項目では、ICT環境の整備と利活用の促進を図るための取り組みの内容と相互の役割。道路等の交通インフラ整備の項目では交通ネットワークの形成に向けた取り組みの内容と相互の役割。地域の生産者や消費者等の連携による地産地消の項目では地産地消の拡大に向けた取り組みの内容と相互の役割。次のページをお開きください。地域内外の住民との交流、移住促進の項目では、移住・定住の促進を図るための取り組みの内容と相互の役割。その他の項目で、消費生活相談等の対応についての取り組み内容と相互の役割について定めております。

次のページにお進みください。別表第3、圏域マネジメント能力の強化に関わる政策分野としまして、人材育成の項目では、人材育成に関する取り組みの内容と相互の役割。外部からの行政及び民間人材の確保の項目では、外部の行政及び民間人材の確保について取り組みの内容と相互の役割。圏域内市町の職員等の交流の項目では、圏域内市町の職員等の交流についての取り組みの内容と相互の役割を定めたものであります。

なお、この協定書で締結する施策の項目につきましては、あくまでも基本的事項でありますので、個々の具体的な事業につきましては議会の議決をいただきましたのなら、来月中にも北見市との協定を締結し、その後本協定に基づき策定する定住自立圏共生ビジョン策定作業のなかで具体的な取り組みや個別事業に関する協議を進めていく予定でございます。また、この定住自立圏共生ビジョンの策定にあたっては、圏域を構成する北見市、本町、訓子府町、津別町、美幌町内の各種団体の代表者や有識者で構成されます共生ビジョン懇談会やパブリックコメントを経て行われることとなっております。

以上、第38号 定住自立圏の形成に関する協定書の締結についての説明を終わります。

〈議案第39号 置戸町印鑑条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に議案第39号 置戸町印鑑条例の一部を改正する条例。

町民生活課長。

○渡邊町民生活課長 議案第39号につきましてご説明いたします。

議案第39号 置戸町印鑑条例の一部を改正する条例。

置戸町印鑑条例（平成3年条例第22号）の一部を次のように改正する。本改正は女性の活躍推進

の観点から住民基本台帳法施行令等が改正され、令和元年11月5日から申請をした方に限り住民票及び個人番号カードに現在の氏と旧氏と併記することができることとなりました。このことにより印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されることに伴い、印鑑登録証明事務においても現在の氏と旧氏を併記することを可能とするよう規定の整備を行うものです。

また、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律が施行され、戸籍の変更等が公的に認められるようになり、総務省より印鑑登録証明書に男女の別を記載しない取り扱いについての通知がありました。

この通知に基づき、本町におきましても近隣市町村の状況も鑑みLGBT性的少数者に配慮し、本年10月1日より印鑑登録票及び証明書の性別に関する事項、男女の別を記載しないこととするため、合わせて今回改正をお願いするものでございます。

それでは改正内容をご説明いたしますので、別冊の議案第39号説明資料、置戸町印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

1ページをご覧ください。第2条の改正は登録の資格の規定で、第1項の改正は施行令等の一部改正に伴う字句の改正となります。第3条の改正は登録印鑑の制限の規定で、第2項第1号の改正は登録のできない印鑑の制限として、住民基本台帳に記載されている氏名、氏、名、又は氏名通称の一部を組み合わせたもの以外で表しているものについては登録を受けることができない規定となっておりますが、氏名、氏、名に加え、旧氏を追加し、施行令等の改正に伴い引用条項を改正するものでございます。旧氏とは過去に称していた氏であって、その方の戸籍または除かれた戸籍に記載されているものです。

第2号の改正につきましては、登録のできない印鑑の制限として規定の事項以外を表しているものの中に旧氏を追加するものです。

2ページをお開きください。第6条の改正は印鑑の登録の規定で、印鑑の登録原票に印影のほか、登録する事項を定めた規定で、第1項第3号の改正は氏名に氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされているものについて氏名及び当該旧氏を追加し、下段外国人住民に係る印鑑の登録については施行令等改正に伴う字句の改正となります。

第5号の改正は印鑑登録原票から男女の別の記載を削除するもので、第6号から第8号までにつきましては、第5号削除に伴う号の繰り上げとなります。第6条第2項の改正は施行令等改正に伴う字句の改正となります。

3ページをご覧ください。第12条の改正は印鑑登録の抹消の規定で、第1項第1号の改正は印鑑登録を受けている者が転出や死亡、氏名、氏を変更したことを知った時に登録を抹消する規定ですが、氏に住民票に記載されている旧氏を含むを追記する改正となります。第14条の改正は印鑑登録証明書の交付の規定で、第1項の改正は施行令等の改正に伴う字句の改正となります。第1項第1号の改正は印鑑登録証明書に記載する事項のうち、氏名について旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏を追加し、下段外国人住民に係る印鑑登録証明については施行令等の改正に伴う字句の改正となります。

4ページをお開き願います。第14条第1項第3号の改正は印鑑登録証明書から男女の別の記載を削除し、第4号、第5号につきましては第3号削除に伴う号の繰り上げ及び施行令等改正に伴う字句

の改正となります。

本議案にお戻りください。

附則 この条例は令和元年11月5日から施行する。ただし、第6条第1項第5号から第8号まで及び第14条第1項第3号から第5号までの改正規定(同号を同項第4号とする改正規定に限る。)は、令和元年10月1日から施行する。

以上で議案第39号の説明を終わります。

〈議案第40号 置戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に議案第40号 置戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 議案第40号について説明いたします。置戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

置戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第14号)の一部を次のように改正する。

今回の条例改正は子ども子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について所要の改正があり、関連する箇所について条例の一部を改正するものです。

一部改正の趣旨及び改正内容について説明いたしますので、別紙の議案第40号説明資料 置戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(概要)、同じく議案第40号説明資料の新旧対照表を合わせてご覧ください。

改正の趣旨につきましては先程説明したとおりです。参考として記載しておりますが、1号認定は教育標準時間認定の3歳から5歳児、幼稚園相当の認定です。2号認定は保育認定の3歳から5歳児、保育所相当の認定です。3号認定は保育認定の0歳から2歳です。この区分につきましては、通常支給認定区分として用いておりますが、子ども子育て支援法第19条第1項第1号から2号3号による支給要件の区分に基づいて表現しております。

それでは改正の概要について説明いたします。2、改正概要です。1)から10)番までありますが、カッコ内にありますページ数の記載は新旧対照表のページ数及び改正条例箇所を記載しております。

まず、1)用語の変更及び定義の追加です。新旧対照表の1ページ、2ページの第2条関係です。支給認定を教育・保育給付認定に変更することによる変更。この変更による改正が今回の改正の大半を占めております。次に制度変更に伴い区分を明確に表現するための用語の追加となります。

2)対照表の2ページ、第3条では特定教育・保育施設等が行う保育の提供について。良質かつ適切な内容の提供に加え、子どもの保護者の経済的負担の軽減についても配慮することを追加するものです。

3)対照表、5ページから7ページになります。第13条関係ですが、この部分が今回のメインとなる部分です。ここで言う主食とはご飯等のことで副食とはおかず等について、食事とは主食及び副

食両方のことを言います。利用者負担額等の受領について。現在までの1号認定子どもの食事の提供に要する費用及び2号認定子どもの主食の提供に要する費用に加え、法改正により2号認定子どもの副食の提供に要する費用についても事業者等において支払を受けることができる費用とするものです。

説明資料（概要）の方の裏面、2ページをご覧ください。第13条第4項第3号では食事の提供に要する経費中アからウに掲げる費用は支払を受けることはできないとしておりますので、次に該当する認定子どもに対する費用については則ち無償となります。

1号認定子どもについては同一世帯に係る市町村民税所得割額合算額が77,101円未満。2号認定子どもについては所得割合算額57,700円未満、ひとり親世帯で77,101円未満。上記以外の1号認定子どもで小学校第3学年修了前の子どもが同一世帯に3人以上いる場合は小学校第3学年修了前の子どもからカウントして第3子以降の子ども。

上記以外の2号認定子どもで小学校就学前の子どもが同一世帯に3人以上いる場合は小学校就学前の子どもからカウントして第3子以降の子どもについての副食の提供に要する費用。

そして3号認定子どもの食事に関する費用については保育料に含むこととしていることから支払を受けることができないこととするものです。

対照表、12ページ、13ページをお開きください。12ページ、中段になります。第3節、特例施設型給付費に関する基準になりますが、以降は本町については現在事業所及び利用がない保育形態となります。第35条関係では特別利用保育の基準に関する箇所の文言整理及び読み替え規定の追加です。特別利用保育とは1号認定子どもが事情により保育所を利用し受ける保育です。次の36条関係では法改正による読み替え規定の追加です。特別利用教育とは先程とは逆に、2号認定子どもが幼稚園から受ける保育です。

6) 特定地域型保育事業に係る連携事項等の追加ですが、対照表16ページから18ページ、第42条関係になります。特定地域型保育事業者とは小規模保育や家庭的保育等の地域型保育事業を行う事業者で、対象の子どもは主に3号認定子どもになります。

特定地域型保育事業者は保育の提供にあたり、相談や助言を受けたり代替保育の提供等連携協力を行う認定こども園、幼稚園及び保育所等を確保しなければなりません、その適用についての除外や代替の規定について追加するものです。

次の7) 対照表21ページから24ページ、第50条から52条関係は法改正に伴う読み替え規定等の整理です。

次の8) 対照表24ページ。附則第2条関係では、特定保育所に関する特例についての文言整理。

9) 対照表25ページ。附則第3条については経過措置終了に伴う削除。

最後に26ページ、附則第5条、連携施設に関する経過措置ですが、現状、連携施設の要件をすべて満たしている事業者が全体の半数しかいないことを踏まえ、確保しないことができる期間をさらに5年延長し10年とするものです。

それでは本議案にお戻りください。5枚めくってください。左のページになります。

附則 この条例は令和元年10月1日から施行する。

以上で議案第40号の説明を終わります。

〈議案第41号 置戸町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に議案第41号 置戸町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例。

施設整備課長。

○大戸施設整備課長 議案第41号 置戸町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

置戸町簡易水道事業給水条例（平成10年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表につきましては裏面に記載しております。

提案理由について申し上げます。

今回の消費税法の一部を改正することにより、本年10月1日から消費税率が10%となります。これに基づき置戸町簡易水道事業給水条例第23条中、別表に規定されている水道料金に消費税の引き上げ分を転嫁し、料金を改正いたすものです。

改正の料金内容についてご説明いたしますので、議案第41号説明資料、置戸町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例新旧対照表をお開きください。

右の欄、現行の料金には消費税8%相当額が転嫁されておまして、今回はその消費税相当額10%を転嫁した料金を改正案として左側に記載しております。

引き上げ額ですが、一般用の基本料金1,650円を100分の108で除した原価に対し、100分の110で乗じた額相当額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額が1,680円となり、30円引き上げた改正となります。

同様に従量料金につきましても改正しておりますが、10立米までの25円に変更がないのは、対象額が小さいため1円未満の端数処理を行った結果同額となっております。以下、営農用、臨時用、私設消火栓におきましても同様に転嫁したものでありますのでご参照願います。

なお、今回の改正では消費税相当額以外の改正はいたしておりません。しかし、昨年使用料の改正でご説明したとおり、一般会計に依存しない独立採算を目指し、経営努力はもちろんのこと、適正料金の検証につきましても今後も引き続き行ってまいりたいと考えております。

本議案にお戻りください。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の条例第23条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の置戸町簡易水道の使用に係る料金について適用し、当該料金のうち施行日前から継続している簡易水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定されるものについては、なお従前の例による。

以上で議案第41号の説明を終わります。

〈議案第42号 置戸町下水道条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に議案第42号 置戸町下水道条例の一部を改正する条例。

施設整備課長。

○大戸施設整備課長 議案第42号 置戸町下水道条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

置戸町下水道条例（平成7年条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正内容についてご説明いたしますので、議案第42号説明資料をご覧ください。簡水同様右の欄が現行料金、左の欄が改正案になります。

先程議案第41号でご説明しましたが、消費税法の一部の改正に伴うもので、現行の料金を100分の108で除した額に100分の110で乗じた額、1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額としており、消費税相当額以外の改正はいたしておりません。

現行10立米までの基本料金2,060円を2,098円に、また超過料金につきましては11立米から1立米増すごとに現行222円を226円に引き上げるものです。

また、第2号揚水量測定器のない場合とは、飲料水を簡易水道に頼らず、井戸水等自分で各自でまかなっている方であり、基本料金2,060円を2,098円に。また、1人増えるごとの超過料金につきましては1,030円を1,049円に引き上げるものです。

本議案にお戻りください。

附 則

（施行期日）

1 この条例は令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の条例第15条第1項第1号及び同項第2号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の置戸町下水道の使用に係る料金について適用し、当該料金のうち施行日前から継続している下水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定されたものについては、なお従前の例による。

以上で議案第42号の説明を終わります。

〈議案第43号 置戸町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に議案第43号 置戸町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

施設整備課長。

○大戸施設整備課長 議案第43号 置戸町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

置戸町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例（平成6年条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正内容についてご説明いたしますので、議案第43号説明資料をご覧ください。

改正内容につきましては下水道条例と同様であり、10立米までの基本料金、現行2,060円を2,098円に、また超過料金につきましても現行222円を226円に引き上げるもので、別表第2につきましてはご参照ください。

議案にお戻りください。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例第15条第1項及び同条第2項第2号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の置戸町農業集落排水施設の使用に係る料金について適用し、当該料金のうち、施行日前から継続している農業集落排水施設の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定されるものについては、なお従前の例による。

以上で議案第43号の説明を終わります。

〈議案第44号 令和元年度置戸町一般会計補正予算（第3号）〉

○岩藤議長 次に議案第44号 令和元年度置戸町一般会計補正予算（第3号）。

まちづくり推進室長。

○坂森まちづくり推進室長 議案第44号について説明をいたします。

令和元年度置戸町一般会計補正予算（第3号）。

令和元年度置戸町の一般会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25,658千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,624,143千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正につきましては別冊の令和元年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第3号）で説明いたしますので、事項別明細書の6ページ、7ページをお開きください。

歳出から説明をいたします。

(以下、記載省略。令和元年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第3号）、別添のとおり)

〈議案第45号 令和元年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）〉

○岩藤議長 次に議案第45号 令和元年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）。

地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 議案第45号について説明をいたします。

令和元年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）。

令和元年度置戸町の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,125千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ362,609千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1条 歳入歳出予算の補正について説明いたしますので、別冊の令和元年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算事項別明細書（第2号）の4ページ、5ページをお開きください。

(以下、記載省略。令和元年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、別添のとおり)

〈議案第46号 令和元年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第1号）〉

○岩藤議長 次に議案第46号 令和元年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第1号）。

施設整備課長。

○大戸施設整備課長 議案第46号の説明をいたします。

議案第46号 令和元年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第1号）。

令和元年度置戸町の簡易水道特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。なお、今年度の置戸町簡易水道特別会計予算全体における元号の表示については、「令和」とする。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

第1表 歳入予算補正について説明いたしますので、別冊の令和元年度置戸町簡易水道特別会計補正予算事項別明細書（第1号）の2ページ、3ページをお開きください。

（以下、記載省略。令和元年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第1号）、別添のとおり）

〈議案第47号 令和元年度置戸町下水道特別会計補正予算（第2号）〉

○岩藤議長 次に議案第47号 令和元年度置戸町下水道特別会計補正予算（第2号）。

施設整備課長。

○大戸施設整備課長 議案第47号の説明をいたします。

議案第47号 令和元年度置戸町下水道特別会計補正予算（第2号）。

令和元年度置戸町の下水道特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

第1表 歳入予算補正について説明いたしますので、別冊の令和元年度置戸町下水道特別会計補正予算事項別明細書（第2号）の2ページ、3ページをお開きください。

（以下、記載省略。令和元年度置戸町下水道特別会計補正予算（第2号）、別添のとおり）

〈議案第48号 財産の取得について〉

○岩藤議長 次に議案第48号 財産の取得について。

学校教育課長。

○石森学校教育課長 議案第48号 財産の取得についてご説明いたします。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づく財産を、次のとおり取得するものとする。

- 1、品名 スクールバス 三菱 2RG-BG740GBA 29人乗り
- 2、数量 1台
- 3、契約方法 見積合わせによる随意契約であります。
- 4、契約金額 金10,800,075円
- 5、契約の相手方 北見市西三輪1丁目646番地4
三菱ふそうトラック・バス株式会社

北海道ふそう北見支店
支店長 比留間 功

参考までに見積合わせ結果についてお知らせいたします。

見積合わせ執行日は8月20日で、見積業者は町外3社。見積回数は1回で決定しております。

今回のスクールバス購入事業は、令和元年度へき地児童生徒援助費等補助金のスクールバス購入事業費補助金を活用し、へきすい号を更新するものです。

納入期限つきましては令和2年3月31日としております。

以上で議案第48号の説明を終わります。

〈議案第49号 工事請負契約の締結について〉

○岩藤議長 次に議案第49号 工事請負契約の締結について。

総務課長。

○深川総務課長 議案第49号 工事請負契約の締結について説明いたします。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づく契約を次のとおり締結する。

- 1、目的 社会資本整備総合交付金事業
橋梁長寿命化修繕工事
- 2、方法 指名競争入札
- 3、金額 51,040,000円
- 4、相手方 常呂郡置戸町字置戸22番地の3
北進工業株式会社
代表取締役 鈴木 栄 樹

なお、施工橋は拓友橋。工期は来年3月6日までとしております。

入札執行は9月2日、1社入札辞退により応札業者町内外の4社で実施し1回で落札となりました。

以上で議案第49号の説明を終わります。

〈議案第50号 工事請負契約の締結について〉

○岩藤議長 次に議案第50号 工事請負契約の締結について。

総務課長。

○深川総務課長 議案第50号 工事請負契約の締結について説明いたします。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づく契約を次のとおり締結する。

- 1、目的 置戸地区簡易水道再編推進事業
給水支線配水管敷設工事（その2）
- 2、方法 指名競争入札
- 3、金額 金53,900,000円
- 4、相手方 常呂郡置戸町字置戸255番地の22
株式会社 遠 藤 組
代表取締役 遠 藤 智 子

なお、工期は来年1月31日までとしております。入札執行は9月2日、町内外の5社により実施し、1回で落札となりました。

以上で議案第50号の説明を終わります。

○岩藤議長 これでは議案第38号から議案第50号までの提案理由の説明を終わります。

◎日程第17 同意第4号 置戸町教育委員会委員の任命について

○岩藤議長 日程第17 同意第4号 置戸町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました同意第4号は、置戸町教育委員会委員の任命についてでございます。

本町教育委員会委員 三好秀市氏は、令和元年9月30日付をもって任期満了となるので、後任に次の者を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めます。

後任の方であります、住所は常呂郡置戸町字●●●●●●●●。氏名は三好秀市氏でございます。生年月日は昭和47年4月4日生まれで、現在満47歳でございます。

三好秀市氏の略歴等について簡単に申し上げたいと思います。平成3年に道立の北見北斗高等学校を卒業され、さらに平成7年の3月には日本大学の商学部を卒業された後、お父さんが経営されております有限会社三好産業に入社されました。工場長あるいは営業部長、また現在は専務取締役ということで、会社の経営に直接的に携わっているわけであり、

町の公職としては平成12年の12月から24年の9月まで、森林工芸館あるいはどま工場の運営委員を務めていただきました。また、平成24年には置戸町行政評価委員会の委員も務めていただいたわけであり、

教育委員の関係であります、平成24年の9月11日から27年9月まで、前任の方の残任期間ということになりますが、3年間務めていただきました。その後27年の10月1日から令和元年の9月30日まで務めていただきますと、4年ということになります。併せて7年と少しということになりますが、教育委員を務めていただいているわけであり、

家族の構成でありますけれども、奥さんと小学校のご長男、子供さん1人ということになっております。選任の同意にあたりましてよろしくご審議をいただきたいと思っております。

○岩藤議長 これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と発言するあり)

○岩藤議長 なければこれで質疑を終わります。

討論は置戸町議会運用例により、省略します。

これから同意第4号 置戸町教育委員会委員の任命についてを採決します。

本案に同意することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって同意第4号 置戸町教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

◎日程第18 諮問第1号 置戸町人権擁護委員候補者の推薦について

○岩藤議長 日程第18 諮問第1号 置戸町人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました諮問第1号は、置戸町人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

本町人権擁護委員候補に次の者を推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により諮問するものでございます。

推薦いたしたく思います方については、住所が常呂郡置戸町字●●●●●●●●、氏名は磯川直文氏でございます。生年月日は昭和33年1月1日生まれで、現在61歳でございます。

磯川氏の略歴等について若干申し上げたいと存じます。職歴等の経歴ではありますが、現在町内境野において宗教法人良誓寺の代表役員、僧侶であります。

平成7年から15年までの8年間になりますが、町立へき地保育所の境野保育園の園長を務めていただきました。また、平成10年から現在まで、置戸町町営住宅の入居者選考委員会委員、平成8年から置戸消防団境野分団の団員。そして平成15年12月から平成19年12月までであります、同分団の班長を務めていただきました。また、平成16年の10月から人権擁護委員などの公職の経歴でございます。

磯川直文氏は現在まで人権擁護委員として経験豊かな活動実績から置戸町人権擁護委員候補者として推薦を申し上げますのでご審議の上、同意についてよろしくお願い申し上げます。

○岩藤議長 これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければこれで質疑を終わります。

討論は置戸町議会運用例により、省略します。

お諮りします。

本案は原案による者を適任者に決定したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって諮問第1号 置戸町人権擁護委員候補者の推薦については、原案による者を適任とすることに決定しました。

◎日程第 19 認定第 1号 平成30年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから

◎日程第 25 認定第 7号 平成30年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまで

————— 7件 一括議題 —————

○岩藤議長 日程第 19 認定第 1号 平成30年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから
日程第 25号 認定第 7号 平成30年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの
7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました認定第 1号は、平成30年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。また、認定第 7号は平成30年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定でございます。それぞれ総務課長がご説明を申し上げます。

○岩藤議長 総務課長。

○深川総務課長 認定第 1号から認定第 7号について説明いたします。平成30年度各会計決算につきましては7月1日会計管理者より提出があり、内容を精査の上関係書類を添えて8月1日の監査委員の審査に付したところでした。8月30日、監査委員より審査意見書が提出されましたので、地方自治法第 233条第 3項の規定により今定例会に提案し、議会の認定に付するものでございます。

次にお配りしました資料ですが、黄色表紙のものは平成30年度置戸町一般会計及び特別会計決算書です。政令で定める付帯資料として歳入歳出決算事項別明細書実質収支に関する調書を各会計ごとにまとめ、181ページからは財産に関する調書。193ページからは基金運用調書を添付してございます。

このほか別冊で法に定める資料として、各会計決算に係る主要な施策の成果に関する説明書。監査委員の審査意見書。参考資料として青色の表紙の平成30年度一般会計特別会計決算に関する説明資料及び事務報告書を添付してございます。

〈認定第 1号 平成30年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について〉

○深川総務課長 それでは認定第 1号 平成30年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

一般会計特別会計の決算の状況を各会計ごとの実質収支に関する調書で説明いたしますので、黄色い表紙の平成30年度置戸町一般会計特別会計決算書、82ページをお開きください。

一般会計実質収支に関する調書でございます。歳入総額46億6,752万3,000円。歳出総額45億1,484万7,000円、歳入歳出差引額は1億5,267万6,000円となります。翌年度に繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額の184万3,000円を差し引いて、実質収支は1億5,083万3,000円となります。

実質収支額のうち、地方自治法第 233条の 2の規定による基金繰入額は1億2,000万円とし、減債基金に積み立てました。残り3,088万3,000円は令和元年度に繰り越いたしました。

以上で認定第1号の説明を終わります。

〈認定第2号 平成30年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について〉

○深川総務課長 続きまして、認定第2号について説明いたしますので、決算書106ページをお開きください。

認定第2号 平成30年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

国民健康保険特別会計実質収支に関する調書でございます。歳入総額4億8,757万3,000円、歳出総額4億7,949万7,000円、歳入歳出差引額は807万6,000円となっております。

翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、実質収支807万6,000円となります。そのうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は500万円とし、国民健康保険特別会計財政調整基金に積み立てし、残り307万6,000円は令和元年度に繰り越いたしました。

以上で認定第2号の説明を終わります。

〈認定第3号 平成30年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について〉

○深川課長 続きまして認定第3号について説明いたしますので、118ページをご覧ください。

認定第3号 平成30年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

後期高齢者医療特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額5,412万7,000円、歳出総額5,412万2,000円、歳入歳出差引額及び実質収支額は5,000円となり、全額令和元年度に繰り越しました。以上で認定第3号の説明を終わります。

〈認定第4号 平成30年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について〉

○深川課長 続きまして認定第4号について説明いたしますので、140ページをお開きください。

認定第4号 平成30年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

介護保険事業特別会計実質収支に関する調書でございます。歳入総額3億3,837万6,000円、歳出総額3億3,019万1,000円、歳入歳出差引額は818万5,000円となり、翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、全額地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額として介護給付費準備基金に積立いたしました。

以上で認定第4号の説明を終わります。

〈認定第5号 平成30年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について〉

○深川課長 続きまして認定第5号、152ページをお開きください。

認定第5号 平成30年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

介護サービス事業特別会計実質収支に関する調書でございます。歳入総額947万5,000円、歳出総額856万3,000円、歳入歳出差引額及び実質収支額は91万2,000円となり、全額令和元年度に繰り越しました。

以上で認定第5号の説明を終わります。

〈認定第6号 平成30年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について〉

○深川課長 続きまして166ページをご覧ください。

認定第6号 平成30年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について。

簡易水道特別会計実質収支に関する調書でございます。歳入総額3億3,951万7,000円、歳出総額3億3,951万円、歳入歳出差引額及び実質収支額は7,000円となり、全額令和元年度に繰り越しいたしました。

以上で認定第6号の説明を終わります。

〈認定第7号 平成30年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について〉

○深川課長 続きまして、180ページをご覧ください。

認定第7号 平成30年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について。

下水道特別会計実質収支に関する調書でございます。歳入総額1億8,550万9,000円、歳出総額1億8,550万1,000円、歳入歳出差引額及び実質収支額は8,000円となり、全額令和元年度に繰り越しいたしました。

以上で、認定第1号から第7号までの説明を終わります。

○岩藤議長 これから認定第1号から認定第7号までの質疑を行います。

議案の順序で行います。

まず認定第1号 平成30年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

認定第2号 平成30年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

認定第3号 平成30年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

認定第4号 平成30年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

認定第5号 平成30年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

認定第6号 平成30年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

認定第7号 平成30年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ全体を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければこれで質疑を終わります。

お諮りします。

認定第1号 平成30年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第7号 平成30年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件については、いずれも置戸町議会委員会条例第4条の規定によって、6人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 平成30年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第7号 平成30年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件については、いずれも6人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、置戸町議会委員会条例第6条の規定によって、1番 石井伸二議員、2番 小林満議員、3番 阿部光久議員、4番 佐藤勇治議員、5番 澁谷恒壹議員、7番 嘉藤均議員、以上6人の議員を指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました6人の議員を決算審査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

ただいま選任されました決算審査特別委員会委員に申し上げます。

本日の会議終了後、議員控え室において第1回決算審査特別委員会を開催し、委員長の互選を行うよう、置戸町議会委員会条例第8条第1項の規定により口頭を持って通知します。

◎日程第26 報告第6号 平成30年度置戸町財政健全化及び 経営健全化比率について

○岩藤議長 日程第26 報告第6号 平成30年度置戸町財政健全化及び経営健全化比率についてを議題とします。

本案に対し報告を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました、報告第6号は、平成30年度置戸町財政健全化及び経営健全化の比率についてでございます。内容については総務課長よりご説明を申し上げます。

○岩藤議長 総務課長。

○深川総務課長 報告第6号について説明いたします。

平成30年度置戸町財政健全化及び経営健全化の比率について。

平成30年度置戸町財政健全化及び経営健全化の比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づく報告となりますが、財政健全化の比率、経営健全化の比率、監査委員の平成30年度財政健全化及び経営健全化の審査意見について説明をいたします。

1の財政健全化の比率についてでございますが、平成30年度における健全化判断比率は実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率についての数値はございません。

実質公債費比率は簡易水道再編事業や旧勝山小学校を現在の勝山公民館への改築費用等の公債費が増大し、7.1%と前年度より0.5ポイント上昇となっております。

しかしながら、自主的な財政再建計画などが義務付けられる早期健全化基準25%は大きく下回っております。

2の経営健全化の比率についてでございますが、簡易水道特別会計、下水道特別会計ともに資金不足比率の数値はありません。なお、経営健全化計画を定めなければならないとされる経営健全化基準はそれぞれ欄に記載のとおりでございます。

3の監査委員の平成30年度財政健全化及び経営健全化の審査意見につきましては、別紙のとおり審査意見書に記載されておりますが、いずれも是正改善を要する事項の指摘はございませんでした。

以上で報告第6号の説明を終わります。

○岩藤議長 報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 質疑なしと認め、これで報告済みとします。

◎日程第27 報告第7号 例月出納検査の結果報告について

○岩藤議長 日程第27 報告第7号 例月出納検査の結果報告について。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○鈴木事務局長 監査委員が令和元年5月31日、6月30日及び7月31日現在の出納状況について検査を執行され、お手元に配付のとおり結果報告がありました。

報告を終わります。

○岩藤議長 これ以て報告済とします。

◎散会の議決

○岩藤議長 以上で、本日の日程は全部終了しました。

◎散会宣言

○岩藤議長 本日は、これで散会します。

散会 11時52分

令和元年第6回置戸町議会定例会（第2号）

令和元年9月12日（木曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第38号 定住自立圏の形成に関する協定書の締結について
- 日程第 4 議案第39号 置戸町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第40号 置戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第41号 置戸町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第42号 置戸町下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第43号 置戸町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第44号 令和元年度置戸町一般会計補正予算（第3号）

- 日程第10 議案第45号 令和元年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第46号 令和元年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第47号 令和元年度置戸町下水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第48号 財産の取得について
- 日程第14 議案第49号 工事請負契約の締結について
- 日程第15 議案第50号 工事請負契約の締結について
- 日程第16 決議案第2号 事務検査に関する決議
- 日程第17 意見書案第6号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書
- 日程第18 意見書案第7号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める要望意見書
- 日程第19 意見書案第8号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める要望意見書
- 日程第20 議員の派遣について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 一般質問

- 日程第 3 議案第 38 号 定住自立圏の形成に関する協定書の締結について
- 日程第 4 議案第 39 号 置戸町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 40 号 置戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 41 号 置戸町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 42 号 置戸町下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 43 号 置戸町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 44 号 令和元年度置戸町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 10 議案第 45 号 令和元年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 11 議案第 46 号 令和元年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議案第 47 号 令和元年度置戸町下水道特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 13 議案第 48 号 財産の取得について
- 日程第 14 議案第 49 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 15 議案第 50 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 16 決議案第 2 号 事務検査に関する決議
- 日程第 17 意見書案第 6 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書
- 日程第 18 意見書案第 7 号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める要望意見書
- 日程第 19 意見書案第 8 号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める要望意見書
- 日程第 20 議員の派遣について

○出席議員（8名）

- | | | | |
|-----|------------|-----|------------|
| 1 番 | 石 井 伸 二 議員 | 2 番 | 小 林 満 議員 |
| 3 番 | 阿 部 光 久 議員 | 4 番 | 佐 藤 勇 治 議員 |
| 5 番 | 澁 谷 恒 壹 議員 | 6 番 | 高 谷 勲 議員 |
| 7 番 | 嘉 藤 均 議員 | 8 番 | 岩 藤 孝 一 議員 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町 長 部 局〉

- | | | | |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 町 長 | 井 上 久 男 | 副 町 長 | 和 田 薫 |
| 会 計 管 理 者 | 遠 藤 薫 | まちづくり推進室長 | 坂 森 誠 二 |
| 総 務 課 長 | 深 川 正 美 | 総 務 課 参 与 | 福 手 一 久 |

町民生活課長	渡	邊	登美子	産業振興課長	蓑	島	賢	治
施設整備課長	大	戸	基史	地域福祉センター所長	須	貝	智	晴
総務課総務係長	芳	賀	真由美	総務課財政係長	湊		美	保

〈教育委員会部局〉

教 育 長	平	野	毅	学校教育課長	石	森		実
社会教育課長	五	十	嵐 勝 昭	森林工芸館長	岡	部	信	一
図 書 館 長	五	十	嵐 勝 昭 (兼)					

〈農業委員会部局〉

事 務 局 長 蓑 島 賢 治

〈選挙管理委員会部局〉

事 務 局 長 深 川 正 美 (兼)

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本 間 靖 洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事 務 局 長	鈴	木	伸 哉	議 事 係 長	今	西	美 紀 子
臨 時 事 務 職 員	中	田	美 紀				

◎開議宣告

○岩藤議長 これから、本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○岩藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は置戸町議会会議規則第122条の規定によって、4番 佐藤勇治議員及び5番 澁谷恒壹議員を指名します。

◎諸般の報告

○岩藤議長 これから諸般の報告をします。

9月11日に開催されました決算審査特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が議長にありましたので報告します。決算審査特別委員会の委員長には石井伸二委員、副委員長には小林満委員が互選されました。

その他の事項については事務局長から報告させます。

事務局長。

○鈴木事務局長 本日、議会から提出された事件は次のとおりです。

- ・決議案第2号。
- ・意見書案第6号から意見書案第8号。
- ・議員の派遣について。

本日の説明員は前日の名簿のとおりです。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○岩藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 一般質問

○佐藤議長 日程第2 一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

3番 阿部光久議員。

○3番 阿部議員〔一般質問席〕 通告にしたがいまして町長に質問をいたします。

置戸高校につきましては昨年度入学者が9人で10人未満となりましたが、置戸町の高校の教育機能の向上に向けた取り組みとその効果を勘案し再編整備を留保されている状況です。今年度の入学者は10人以上となり、2年連続10人未満という状況は避けることができました。

置戸町は高校存続のため置戸高校福祉科をもっと有名にし隊を結成し、道内の中学校訪問、新聞広告、学校説明会など、入学者増加に向け継続的な取り組みがなされており、今後も大幅に増加することは考えにくく、常に募集停止への不安があります。道内で唯一の福祉科としてその役割は大きく、置戸町も町独自の奨学金制度を整備するなど経済的な負担軽減にも積極的に取り組まれています。

こうした支援に加えて親元を離れ介護福祉士を目指す共同生活の場博愛寮にWi-Fiの機器設置の必要性があると考えています。現在は図書館などWi-Fi設備が整った場所に生徒が移動して、パソコンあるいはスマートフォンを使用している状況にあります。この電子ネットワークの構築により、寮を出ることなく生徒の自主学習や遠隔地が多い自宅とのコンタクト等経済的効果も含めて大きなメリットが考えられます。また、生徒募集についての一助になることも期待をし、早急な整備は必要と思いますが、町長の考えを伺います。

○岩藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 それでは置戸高校に対する支援としての博愛寮にWi-Fiの機器の設置についてというご質問であります。議員のご質問の中で、私の聞き間違いかもしれませんが、9名っていうか、13名でないだろうか、昨年度が。はい、わかりました。それではお答えしたいというふうに思います。

現在、我が国はご承知のように高齢化が急速に進行しておりまして、高齢化社会を支える介護福祉士の養成というのは喫緊の課題になってるのはご承知のとおりであります。置戸高校の福祉科の果たす役割というのは、そういう意味では益々重要になっていくだろうというふうに思っております。

置戸高校の福祉科の介護福祉士国家試験の結果につきましては14年連続90%以上という、全国的に見てもこの数字っていうのは驚異的な数字でありまして、加えて今年の3月の卒業生19名全員が合格をしたということでもあります。このことは申し上げるまでもありませんけれども、生徒の頑張りというのは勿論でありますけれども、学校をあげての、この土曜日あるいは長期休業中の学習指導、それから寮における生活指導。こうしたものが関係する先生方全力で生徒を支えてきていると。その結果がこうした国家試験の合格率に繋がっててるんだらうというふうに思っております。町としても、そうした動きに心から敬意と感謝を申し上げているわけでもあります。

本町の置戸高校に対する支援の内容でありますけれども、今さら申し上げる必要もないかもしれませんが、支援対策協議会というのを設置しておりまして、ここを通して生徒に対する教育環境の充実あるいは保護者には通学バスのこの運賃の助成あるいは寮費助成などを行っております。経済的負担の軽減を図っているわけでもあります。また、PR事業の経費なども出しているわけですが、昨日でしたでしょうか、伝書鳩にも載ってたと思います。こうしたPR事業の経費等も含めまして、本年度は1,300万円を予算計上しているわけでもあります。また、平成28年度からは町独自のこの給付型の奨学金として、福祉の夢サポート奨学金制度というものを創設いたしまして、優秀な人材の発掘に努めているところでもあります。

こうした支援に加えまして博愛寮への、この議員からの話でありますけれども、電波環境の整備についてのご提案であります。確かにWi-Fi環境を整えることによって、生徒たちのこの利便性というのはもう一段と言いましょか、非常に利便性という意味では向上するわけではありますが、一方それに伴ってスマートフォンの使い過ぎということにもつながっていくんじゃないかなっていう、生活規律あるいは学習規律の乱れにも懸念される材料の一つになってくるんじゃないかと、そうした心配もしているところであります。

そうした懸念が学校側にもあるんじゃないかというふうに思いますが、これまで高校の方から町の支援について、こうした問題について上がってきてないというのは、やはり学校なり、あるいは生徒

指導にあたってのそうした懸念材料も一方ではあるからということでもあるんだろうというふうに思います。

インターネットなどでのこの検索であれば、現在町立の図書館がW i - F i 環境を整えておりますので、自主学習の場所として使っていただければなというふうに思っているわけであります。

また、高校やあるいは博愛寮での、この管理運営について、道立高校でありますから、北海道としての責任のもとで円滑な運営がなされていかなければならないわけでありますが、そうしたことは学校を管理する立場からすると、もう少し慎重を期したい旨の学校側の話としてもございます。

現在、現段階ではこのW i - F i 環境を整備するまでには至りませんが、今後必要であろうというふうな判断に至れば、まず手始めにと言いましょか、置戸高校と協議をして、ともに連携をしながら、北海道庁あるいは北海道教育委員会にこれらの取り組みについて要請をしていくというようなことになろうかなというふうに思います。

冒頭申し上げましたけれども、いろいろと懸念する材料もないわけではありますので、そうしたことを含めてこれから学校側とも協議をしていきたいと、このように思っています。

○岩藤議長 3番。

○3番 阿部議員〔一般質問席〕 そういう答えが出て来るというふうには予測をしていなかったわけでありますが、学校の方から求められた話を私は要求として出しています。ですから、あのそのことについて現在学校の方と協議をして、今の答えが出てきたんだというふうには思いません。それは私が話した相手というのが校長でありますから、学校長が分からないところでそんな話っていうのが出てこないわけであります。

道教委との方との、あるいはスマホの使い過ぎの話等もありますけれども、道教委の方はですね、私8月7日に道教委の直接の担当者ではないですがお話をする機会がありましたので、その時そういうお話をさせていただきました。道立高校でありますから、当然道が学校に設置をする、あるいは寮に設置をするということについては道がやるのは本当ですけれども、あの町が支援として寮にそういったものを付けていただくのは大変ありがたいことです。こういう答えをいただいております。

ですから、今町長が答えられたような話では内容がないのですね、十分そこら辺ですね、道教委の話もそうでしょうし、学校長の考え方もありますから、もう一度確かめていただきたいなと思います。

それは勝手にあの自分たちで文章を作ってそういうお断りの話というのはちょっとなじまないんで、ぜひそういうふうなことをお願いしたいと思います。

○岩藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 道教委のどういう立場の人とやり取りされたかちょっと分かりませんが、まあ博愛寮を、なんと言ったらいいんでしょうか。この施設を管理しているっていうのはどこになりますかね。財産管理の部分からやはりその施設課が担当してるというものであります。したがって、学校管理をしている立場と、それから寮などの施設管理をしている立場と、多分やり取りというのは特別なと思うんです。私どもも、このW i - F i の関係について道教委とやり取りしたことはまだ一度もありません。ありませんけれども、議員から質問が出された時に学校側ともいろいろ話をいたしました。もちろん校長先生が一番の責任者として学校全体のあるいは教育環境というものも含め

て現段階における考え方と言いましょ、そういうことを私に述べられたっていうふうには私思っておりますけれども。多分先生方の中には冒頭申し上げましたけれども、この時代ですから、できるだけこうしたものを早く設置をする、そして有効な使い方をさせるということが、今の時代に即応したのではないだろうかというふうに考える人と、もう一方ではやはり本来目的としている介護福祉士としての人材育成と言いましょ、厳しい教育環境の中でその資格を得るには、まあどうでしょうか、こういうものをいろいろ利用をしてと言いましょ、使ってやってる時間はそんなにないぞという思いが、やはり中にはこれはあるんだろうっていうふうにあの思います。

いずれにいたしましても、町としてはそうした問題について一定程度整理をされないとは支援をするということにはなりませんので、こうした問題についてはやはり学校側と十分協議をして、そしてより良い教育環境と言いましょ、そういうものを作っていければなというふうに思ってますが、いずれにいたしましても、学校がそして道教委含めて話が、議員のお話の中にありましたけれども、町の方で応援してくれるんだったらそれはそれで構わんというような言い方もあるんでしょうけれども、現場を預かる学校側にすると、そうした単純なものではないんじゃないのかなっていうふうには私なりに思うわけでありまして。そうしますとやはり学校側と十分こうした問題について協議をして、先に向かってどうするかということに協議をしていきたいと、そのように思います。

○岩藤議長 3番。

○3番 阿部議員〔一般質問席〕 あの学校長とそのことについて協議をした結果ということであれば、それは仕方がないなと思っておりますけれども。私は校長との話の中で、そういう話でございますから、両方にあの違う答えを校長が出しているというふうには思いませんので、また後で話をしてみたいなというふうに思います。

それでは2点目の質問に移らせていただきます。高齢者の免許返納について伺いたいと思っております。日本では高齢者の免許保有率が上昇し、高齢ドライバー激増時代が到来をしている。それに伴いまして高齢者が加害者となる交通事故が増えているわけでありまして。

特に今年4月19日に池袋で87歳ドライバーが母子を死亡させる。この事故につきましては痛ましく非常に大きく報道され、高齢ドライバーに対する運転免許返納を進める社会的圧力が高まっているところであります。

しかし、運転免許は生活と密接に結びつき、返納の決断は容易ではないのが現状だろうと、このように思います。返納することによって足を奪われ、それまでの生活をするのが難しくなっています。高齢者が自ら運転をしなくても生活に支障がない対策が求められるわけでありまして。

置戸町はコミュニティバスの運行で一定程度の足の確保が図られていると思っておりますけれども、今後返納者に対する対策が必要になってくると考えますが、町長の考えを伺いたいと思っております。

○岩藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 高齢者運転者の免許返納についてであります。ご紹介ありましたように本年4月、東京池袋で高齢者が運転する自動車の暴走によりまして多くの死傷者を出した事故をはじめとして、近年特にこの高齢者による痛ましい交通事故の報道が数多くなされているわけでありまして。

これらの報道によりまして、高齢者の運転のあり方あるいは安全運転装置の開発・普及あるいは運転免許証の返納の議論が活発化するなかで、交通機関が十分でない地方では高齢者の生活の足の確保

という課題も議員ご指摘のとおり社会問題としてクローズアップされているわけでありまして。これらの報道後、運転に自信がない、または自分が加害者になるのを防ぐということから自主返納するという方が増えているという報道がございます。

そこで置戸ではどういう状況なのかということ調べてみました。本町の自主返納状況であります。昨年は7件、本年は8月までで4件と、増加してるかという傾向はちょっと見られないのかなという感じがいたしますけれども、まあそういうような昨年は7件、今年は8月までで4件という状況であります。

高齢化社会の到来によりまして65歳以上の高齢者ドライバーは年々増加しているわけでありまして、75歳を超えても元気で運転を続けられている方もおられるわけでありまして、老化によりましてこの認知あるいは運動能力の低下っていうのは、これはもう否めない事実、現実であろうというふうに思います。長年、地方で車社会の中で暮らして、高齢になったからと免許証を返納するということは、これはまあ相当な決断と言いましょか、覚悟が必要なんだろうというふうに思います。

本町では交通機関の確保あるいは生活の足の確保という観点から、北見バスへの運行支援、そして地域巡回バス「にこにこ号」「ほのぼの号」の運行をしているわけでありまして。また高齢者や障がい者に対してのこの通院費の助成、それから社会福祉協議会を通してタクシーチケットの交付や介護移送サービスを実施しているわけでありまして。そうした意味では交通弱者の方々に対する少しでもお役に立てるような施策をとということで進めているわけでありまして。

市街地を走るこの地域巡回バスのことではあります。市街地を走る「にこにこ号」は7月までの実績で申し上げますと、前年度比7割アップの利用人員ということになっております。しかし反面、郊外を走る「ほのぼの号」、これについては地区の人口減ということもあるのかもしれませんが、35%ダウンということでありまして、この「にこにこ号」、それから「ほのぼの号」を合わせると、全体では若干増えてるのかなっていう感じでありまして。まあ率直に申し上げて、期待したほどの伸びではないっていうか、そういう状況であります。

今月からはラッピングを行いまして、少し鮮やかかっていうか、そういうようなバスになるように、利用する人たちに少しでも親しみを感じていただけるような、そういうようなラッピングを行って、地域の巡回バスとして利用向上を図っていかうじゃないかということをやっているわけでありまして。

また、北見バスの利用者が年々減少しておりますが、地域巡回バスとの効率的な接続、これらを見極めまして、北見バスの効率運行を求めながら、バス路線維持に引き続き取り組んでいきたいと、このように思っております。

高齢者に限らず、誰もが事故を起こしたくないし、そういうことが起きちゃいけないということが運転者は勿論でありますけれども、家族の本音だろうというふうには思います。高齢化社会の到来の中で、こうした悲惨な交通事故を防ぐ、また交通事故を減らすために絶えず交通安全対策を図らなければならないというふうには認識をしているところであります。阿部議員には交通安全指導員の指導長として長年多方面にわたってお力添えいただいているわけでありまして、この10月には本町でも公安委員会のドライビングシミュレーターによりまして高齢者運転講習会を企画しております。本町の高齢者の方の安全運転の推進あるいは安全意識の向上を図ってまいりたいと、そのように思っております。

老後、運転免許証を返納しても生活に困らないように地域医療の充実確保、また福祉対策の推進、地域交通の確保、こうした総合的な取り組みの中で高齢者が安心して暮らし続けるような、そんなまちづくりをこれからも進めていかなければならないであろうと、そのように考えているところであります。まあそうは言ってもなかなか具体的には難しいです。何かお知恵があったらお借りしたいと、そういうような気持ちでありますけれども、総合的に進めていかなければならないなど、そのように思っております。

○岩藤議長 3番。

○3番 阿部議員〔一般質問席〕 丁寧な答弁だったというふうに思いますが、やってることはその程度のことです。ですから、返納者が多いか少ないかっていう問題よりも、その返納しなければならぬって考えた人、その人が自分一人で考えるのか、あるいは家族がいれば家族と相談をするのか。できればですね、その地域に精通をした、いろんなことに対応できる話し相手というのがいて、その人が相談に乗ってくれれば一番いいのかなというふうに思うわけですが。

九州の話ですけども、免許の更新時、そこにベテランの看護師さんがいてですね、その人が更新に来た人に話をして相談に乗るという形でスムーズに進めているという話があるわけですが、これはその地域の特性みたいなものがきちっとその話し相手になる看護師さんの頭の中にあって、それに対応する時に、いきなり免許の更新をしないで、やめなさいでなくて、やめるんだったらこういう対応がありますよっていう、どちらかという福祉士の福祉型の支援になるのかなと思うんですけども。

北海道にも、いろいろ今町長が言われたように、いろいろどこの町でもいろんなことやってます。置戸もですね、先日社会福祉協議会から配布をされたものだと思いますけども、29年度で言えば置戸の場合、その通院の旅費の補助の部分が29年4月段階、道の方でまとめたものですが、それが3分の1と、それで市内の部分については市内の分も見るといような話がありましたけれども、これはまああの通院ですから、あの疾病の体の悪い、どこかあって病院に通院する人です。一般の健康者のお年寄りという方もいらっしゃると思うんですが、その部分についての分を考えれば、その今回回ってるコミュニティバスぐらいしかないんだらうなと。免許戻す時に足がなくなるって話さき言いましたけれども、そこんところの対応というのがどうもちょっと足りないんじゃないかというふうに思いますから、そこをしっかりと支えてあげて、高齢者の事故が起きないうちにですね、そういう対応を町がしっかり取っていただければ大変ありがたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○岩藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 議員が心配されていることっていうのは、これは置戸ばかりのことじゃなくて、全国的な心配ごとだろうというふうに思います。特にお話の中で間違いはないというふうに思います。ただ、これはいろんなその事情が多分あると思います。家族の構成だとか経済的な問題だとか、いろんなことが要因として加わってくるんだらうというふうに思います。

確かに今までは自分の意志でどこにでもその車を利用して行けたと。それがいつかの時点でと言いましょうか、今日なら今日をもってそれが出来なくなるということに対する、やはり不安と言いましょうか、どちらかという社会から隔絶されるような、置いてきぼりを食ったような感じになってく

るっていう、これはある種、その生活とはまた別に精神的なそのことにもつながっていくと。非常にあの大きな問題だろうというふうに認識はしております。ただ、これは当事者って言いましょうか、運転免許証を返納した人ばかりじゃなくって、家族等も含めて一緒にやはりこうした問題についてどうするか、この自分のとこの家族のこうした人に対してどうやっていくのか。こうしたその相談と言いましょ、協議をしていくような、そうしたシステムも多分必要なだろうというふうに思います。しかし、これにはお互いがきちとした信頼関係があって成立していくものだろうというふうに思います。単なる免許が返納されたからその後の生活上足がなくなって困るんだっていうだけでは、なかなか解決するということにはなっていないだろうっていうふうに思います。

そうした意味では広くこうした問題に対して家族の方も含めて相談をしていく、そうしたことが必要なだろうっていうふうに思います。そのことによって、この免許証を返納したりした人、当事者ですけれども、そうした人たちというか、人の不安を少しでも解消していく。そのことが必要になってくるだろうと、私はそのように思います。

○岩藤議長 3番。

○3番 阿部議員〔一般質問席〕 交通行政は福祉行政だという、こんなふうな話が出てくるわけでありまして、これから高齢者のドライバーっていう数で言うそうですね、若い人が今免許持っているとみんな高齢者になるわけです、いずれ。ですから返納しない限りは減らないと。ただ、現在返納が進んでいるのは都市部でございまして、地方はなかなか進まないのが現状のようでございますから、何か良い案を考えてですね、そうした加害者になったり、自分がそういう悲しい目にあわないようなことを皆さんとともに考えていきたいなと思います。ありがとうございました。

○岩藤議長 4番 佐藤勇治議員。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 それでは先に通告しております幼児教育、保育の無償化と町の独自支援策について町長に伺います。

国は10月から実施されます消費税の引き上げに伴い、この財源を活用し、3歳から5歳までのすべての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての幼稚園、保育所、認定こども園などの保育料について無償化を実施することとしております。これに併せ、本町におきましても町の独自の支援措置を図ることとして、9月の定例町議会で所要の条例改正あるいは予算の追加補正を提案されたところであります。

本町の単独事業の概要としては国の無償化の対象から外れる3歳から5歳までの副食費については置戸町の単独支援措置として無償化にすると。また、国の措置では0歳から2歳までの住民税課税世帯の子どもは保育料は有償であります、町の支援措置として無償化の対象としたということであり

ます。

これによりまして本町におきましては3歳から5歳までの子どもの主食の実費持参もしくは負担以外はすべて無償化になり、より踏み込んだ独自の支援施策を実施することとなりますが、この無償化にあたっての置戸町の背景や町長の思いを伺います。

また、明年度にはどんぐりの内部改修や一部増築など、施設内の受け入れ体制の充実を図ることとしておりますが、併せて今後の置戸町の子ども子育て支援に対する展望について、町長の考えを伺います。

○岩藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 幼児教育保育の無償化と町の独自支援策についてということではありますが、今更という感じもありますけれども、前段少し整理をさせていただきたいと思います。人口減少あるいは少子高齢化による家族構成、家族形態って言いましょうか、これらの変化、加えまして就労の多様化、こうしたことを含めてのことでもありますけれども、そうしたことから子どもたちを取り巻く環境というのが著しく変化する社会の中で、子育て支援サービスに対するこのニーズの多様化というものがどんどん進んでいるわけがあります。

そのため、国をはじめとして地域をあげて社会全体で子どもや子育てを支援する仕組みを作っているんじゃないかっていうのが国を問わずであります、喫緊の課題ということになっているわけがあります。そのような中、本町では乳幼児の良質な教育環境あるいは保育環境の提供に資する子育て支援策として、道内でもいち早く認定こども園制度を採用いたしました。

町内各保育所あったわけではありますが、この各保育所、それから幼稚園を統合いたしまして、認定こども園置戸町こどもセンターどんぐりを平成20年4月に開設し、12年目を迎えております。予想を上回る利用は、質の良い保育等の確保あるいは利用者負担額の軽減、施設整備などの効果というものが上がっているというふうに思っております。

本年度準備を進めている施設の改修・増築では、定員を増加する0歳から2歳児の保育スペースの確保と充実をメインとして、加えて保育士等の労働環境整備を目指しております。また、地域における子育て支援として、地域子育て支援拠点事業として子どもセンターどんぐりの中らっこルームの開設あるいは放課後児童クラブの運営、すこやか子育て応援事業としての医療費の助成ということになりますが、これらの事業による子育て世代の経済的な支援などなど、多くの子育て支援を展開しております。

長年の検討になりました児童遊園地再編事業については、当初は7カ所を統廃合の対象として町民の皆様と意見交換をしてきたわけではありますが、町内4カ所として中央公民館広場の一角にあそびばを整備いたしました。ご質問の10月から実施のこの消費税増税に併せて施行される国の幼児教育保育の無償化に合わせた本町での独自支援でありますけれども、内容は本会議で関連する条例の改正あるいは町独自の施策の実施に向けた補正予算について、先にご説明を申し上げたわけではありますが、率直に申し上げて、少しやり過ぎかなというふうに思わないわけではありません。ありませんけれども、置戸のあるいは置戸における今の現状、そうしたことを考えた時に、少しでも未来を担う、また未来の置戸町を背負ってくれる今の親御さん、あるいはそのお子さん、そうした人たちがこの置戸の町の中で、いろんな課題はあると思いますけれども、その課題を乗り越えてもらう、そうした人材づくり、人づくりをしていかなければならないというふうに思っているから、少し思い切った独自政策を打ち出したわけがあります。

まあ国が実施する保育料の無償化に加えて、議員もご承知のように、0歳児から2歳児の課税世帯における保育料の無償化。さらには3歳児から5歳児の食材費、副食と言われる部分ですけれども、この食材費の無償化について町独自の支援策として実施いたします。理由としては今申し上げたことがあるわけではありますが、まあ少子化時代の中で地域をあげて子育てを支援していく、その必要性というのは今更議論することはないというふうに思っております。

また、園児全体が安心して保育が受けられるこの体制の確保、さらには町全体の労働力不足ということが現実あるわけでありまして、そうしたことを解消していかなければならないという側面も持っておりますので、そうしたことを合わせて、先程も申し上げましたけれども独自支援策を講ずるようにしたわけでありまして。ただ、3歳児から5歳児の主食につきましては、家庭での食事の大切さなど、食育という視点から園に来る時にご飯を持参することにいたしております。まあここまで支援するんだから主食であるそのご飯についても園の中で作って食べてもらうようにしたらいんじゃないかっていう考え方もあるだろうというふうに思います。思いますけれども、認定こども園を立ち上げた時に信愛会に経営を委ねているわけでありまして、その一つの方針として、こうした問題について園の中での旗印って言いましょうか、そんな思いでやって来られておりますので、町としてもそれについては基本的には尊重しようじゃないかということまで来ているわけでありまして、まあそうした園の方針って言いましょうか、そんなことを受け止めてこれからも進めていこうじゃないかというふうに思っています。

ただ、いろんなことでの時代も大きく変わってきておりますから、園の方とも十分協議はしていかなければならないというふうに思っておりますけれども、必ずしもこれに、まあ食育の視点からとは言っても、まあ主食であるご飯について違った方法を将来考えるということはある程度あり得ることでしょうというふうに申し上げておきたいと思っております。

令和という新しい時代に入ってきたわけでありまして、まあ子育て支援の新たなスタートとして、本年度オープンした児童遊園地あそび一ぱ、こどもセンターどんぐりの増改築、さらに幼児教育保育料等のあるいは食材費、これらの完全無償化を本町における子育て支援の三本柱として、その他支援策も含めてでありますけれども、まあかなりの部分についての支援強化っていうことを謳い込んでいくつもりでありますので、町全体の子育て支援の一つのパッケージとして総合的に推進をしていきたいと、そのように思っております。

将来に向けてという部分でありますけれども、本年度は平成27年度から5年を1期として置戸町子ども子育て支援事業計画の今年で最終年度ということになります。次期計画の策定に向けたアンケートの実施ということも行いまして、それについては終わりました。まあ置戸町子ども子育て会議の中で検討協議を進めているところでありますが、その中でこれまでの施策の評価等をいただきながら、今後の子育て支援策について協議を行って、一層の子育て支援をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思っております。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 する町長の方から置戸町のいろんな子育ての環境、それから今までの取り組んできた施策等々いろいろ説明がありました。まああの形としては今後ともですね、これはですね、地域として子育てをしていくんだという、そういう思いそのものがですね、町長の口から伝わってきたところです。

今回の条例改正や制度改正については、まあ言ってみればその説明って言いますか、仕組みって言いますか、そのことだけはあの昨日の本会議で説明あったんで、それは形として担当の課長から説明があったんでそれはそれとして、今日は一般質問ということで町長の本音とする子ども子育て、そして今までのやってきた施策についての町長の考え方を伺ったところでもあります。

非常に突っ込んだ今回の支援措置だということをおももですね、まあ評価をしたいと思いますが、関連しますけど、若干具体的にお話を伺いたいと思います。あの主食についても町長からお話ありました。まあそれも重なるかもしれませんが、あの本町においてはですね、人口3,000人を割った、まあ言ってみれば人口減少対策と少子高齢化対策は喫緊の課題で、もう待ったなしのところにお現在来てると。そのことはまあ共有できるかと思えます。6月の定例議会で私の一般質問の答弁で、町長は人口減少化のスピードはなかなか食い止めることはできないが、6月の時点なんですけど、現時点で0歳から14歳までの年少人口は、乳幼児や子ども子育て支援の成果により人口ビジョンの想定よりは上回っていると、そういった町長の答弁がありました。まさに今回の幼児教育、あるいは保育の無償化はこのことに連動した施策であると私は認識します。

先程も主食のことが町長からお話ありましたが、まずその今後の課題として、今回は3歳から5歳までの主食は持参など保護者の負担となっていますが、早晚施設内での対応あるいは給食対応等が求められると思いますが、この主食の保護者負担について重なるかもしれませんが、今後どうお考えか、さらに前進的な考えがあれば伺いたいと思います。

次に二つ目として、今回の措置は国を無償化により、従来の町の保育料支援措置の財源を充当しての施策ということでもありますけど、保護者の経済的な負担の軽減は町の英断によるインパクトのあるものとして考えますし、また評価されるものと考えます。したがって3歳から5歳までの副食費の無償化や0歳から2歳までの保育料の無償化は他の市や町に先駆けての独自の施策であると私は考えますが、このことをしっかりとですね、町内町外に発信PRし、子ども子育て世代の定着や定住に結びつけることを強く私は望みたいと思います。

この2点について再質問になりますが、重なったこともありますけど、この2点についての町長のお考えがありましたら伺いたいと思います。

○岩藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 お答えしたいというふうに思います。主食の関係については先程も少し触れましたけれども、平成20年の4月にこどもセンターどんぐりを開設した時に、当時というか、開設する前の信愛会の役員の方々ともご相談させていただきました。その時に、やはり先程も少し申し上げましたけれども、主食の部分っていうのは極めて大切なものだ。そして食育ということも当然その食べるということだけじゃなくて、食育という部分も非常に重要なんだということがあって、先程も申し上げたように、ご飯については持ってきてくださいということを平成20年の4月に開設した当時からずっと今日まで続いてきているわけであります。

これには先程も申し上げたように、まあいろいろ社会環境って言いましょうか、そういうことも、また家庭環境っていうことも変わってきたと思います。したがって、こうした問題について今一度そのことを踏襲をして続けていくのが至当なのかどうかということはお園の中でも十分検討していただくということはやぶさかでないというふうに思っていますので、それによっては少し変わってくるのかなというふうに思います。

それから、なかなか人口減少に歯止めがかからないというのは極めて残念なことなんですけれども、全体的なことと言えば、平成20年の4月にこのどんぐりを開設する時に、将来のこの子どもの数というものを検証したわけであります。その時から、その時の検討材料が甘かったって言えば甘かった

のかもしれませんが。今はその当時のことと言うと今増えているわけです。しかし、残念ながら人口が減ってるっていうのは、まあこればかりの問題ではありませんけれども、やはり高齢化がやはり進んでいるということです。

残念ながら亡くなっての方の年齢みますと、おおよそ90歳を超えている100歳に近いような方が亡くなると、ある種致し方ないと言いはできませんけれども、そういうような感じです。その亡くなっての方が、まあ毎年生まれる子どもたちを超えるというような状況になっているわけがあります。ですから当初このどんぐりを開設する時に想定をした数というものがあるまま来たとすれば、おそらく、そんなにも大きな増築はする必要はなかったんだ、ないんだろうというふうに思います。もちろん、その0歳児だとか1歳児だとか、そういう部分をよりその保育環境を良くするというようなことでの視点もちろんあるわけがありますけれども、まあ今図面を書いたり、あるいはどれくらいかかるのかっていうことを弾いているところでもありますけれども、おそらく1億数千万円かかると思います。しかし、先程来申し上げたような将来にわたってのその意味合いって言いましょうか、そういうことからこれに着手するわけでありまして。まあそういうことについては、皆さんのご理解をいただけるんじゃないかなというふうに思っております。

それと管内に先駆けてというようなお話もありましたけれども、あんまり私自身はこだわってるわけではありません。それぞれの町にはそれぞれの町の事情がありますから、その中で町としての判断なり方針を決めていけばいいことでもありますけれども、置戸が今置かれている状況、それから将来に向けてどうあるべきかという判断の中で、こういうようかなり思い切った打ち出し方をしたということでもありますので、まあ隣の町がこういうふうにやったら、その隣の町にもやっぱり同じようにやらなきゃならんというのが首長の立場かもしれませんが、私自身は特に隣の町がこうだからっていうこだわりはありません。あくまでも置戸の中におけるいろんな分野において、それが適切なものなのかどうかっていう判断のもとで町政を進めているわけがあります。しかし、国もまあ消費税増税のこれを一つの起点として、まあいろんな無償化の問題含めてやろうとしている時代だという認識もしながら支援策を打ち出したと、こういうことでもあります。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 今、町長がおっしゃられたこと、まあ総じて今後ですね、新しいと言いますか、新たなまた子ども子育てが展開されて、そして置戸町が、若い人がですね、あの好んで住んでいただける、まあそういうまちづくりにしていけばと思っています。

最後の意見ということになるかもしれませんが、今後とも主食についてはいろいろどんぐり側とですね、施設の運営者側と検討していきたいということですので、まあもちろんその保護者の意見もあると思いますので、まあ町自体は運営してるわけじゃないんで、その辺は今後見定めていかなければならないと思います。

まああの現在ですね、本町は高齢化率が44%を超えたと聞いております。今回の幼児教育保育の無償化が一つのきっかけとなりですね、まあ一人でも多くの若い世代の人が安心して置戸町で暮らしていただける。そういうことができればですね、地域の活力にも大きな力になろうかと思っております。そのことを期待いたしまして私の一般質問を終わりたいと思います。

○岩藤議長 ここでしばらく休憩したいと思います。

11時から再開いたします。

休憩	10時38分
再開	11時00分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

7番 嘉藤均議員。

○7番 嘉藤議員〔一般質問席〕 通告にしたがいまして、町長に北海道日本ハムファイターズ応援大使への手挙げ誘致について質問をいたします。質問の前ですけれども、愚痴ではありませんけれども、昨日も負けました。残念ながら応援しているんですけども、このままでいくと3位以内ファイナルステージは無理かなというふうに思っておりますけれども質問をさせていただきます。

今年5月9日に北海道日本ハムファイターズの置戸後援会総会が行われ、正式な後援会が立ち上がりました。北海道日本ハムファイターズは2004年に北海道を拠点に誕生いたしました。北海道民は過去には多くのプロ野球球団を応援していました。特に読売巨人軍のファンが多かったかと思いますが、この年を境に北海道民にも少しずつ受け入れられ、ファンが増えていきました。パリーグ優勝や日本一、くじ運の強さや一貫したチームの方針で、ドラフトやトレードにより人気選手の獲得と相まって、今は押しも押されもしない北海道民に愛される球団として16年目のシーズンを迎えております。今年は残念ながらオールスター明けまでは首位争いをしていましたが、その後不振が続き、今では最下位争いをしております。

北海道日本ハムファイターズでは北海道の各市町村に対し応援大使ということで各市町村に選手を2名程度を割り当てており、シーズン中にはヘルメットやユニフォームへの市町村名の記載や、シーズンオフには応援大使が市町村に出向いてのトークショーやイベントの開催と市町村のPRをしてたり、夢や希望を与えて盛り上げています。置戸町も正式な後援会を立ち上げたことから、町名記載や応援大使誘致に手挙げをする権利を得たものと理解をしております。ぜひとも1年でも早い手挙げをして、置戸町のPRや町民に夢と希望を与えていただきたいと思います。町長の考えや想いをお聞かせください。

○岩藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 北海道日本ハムファイターズ応援大使への手挙げ誘致っていうご質問であります。2004年に北海道日本ハムファイターズが誕生して以来ということになりますが、本町では任意でありましたが置戸後援会を立ち上げ応援を続けてきました。ちなみに初代の後援会長は私でありまして、その時には日本一に輝いたわけですが、それ以来日本ハムファイターズが日本一になった歴史はありませんでした。まあ余談ですけど、そういうことです。

今年の5月9日に球団認定のオフィシャル後援会が結成されまして、今月15日には認定証が授与されるということを聞いております。会員は80名を超える加入を得て、ますますファイターズ愛の機運が高まることを期待しております。

ご質問の北海道日本ハムファイターズによる市町村応援大使の誘致についてであります。これは

北海道に根ざす球団の地域貢献活動の一環として2013年シーズンから10年間で毎年2名ほどの選手が18の市町村の地域づくりの応援大使となりまして、観光PRや各種プロモーション活動を通じて応援していくものであります。

オホーツク管内の状況であります、今シーズンの北見市と大空町を含め14の市町村が既に選定されておりまして、残すところ本町を含めまして4町が応募対象となります。

本町でも平成27年度の開町100周年に合わせて申し込みをしたわけではありますが、残念ながらそのシーズンの18市町村には選出されず現在に至っているわけであります。毎年10月に北海道を通じて応援大使の来シーズン希望市町村の公募がありますが、来年は町政施行70周年の年であり、また第6次の置戸町総合計画に基づくまちづくりがスタートする、そうした年でもありますので、ぜひエントリーしたいというふうに考えております。

町にとって一番重要なことは、活気があることだというふうに思います。来シーズンの18市町村に選出された際には、町民の皆さんとファイターズの応援大使が一体となって置戸町を広くPRしたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、管内で残ってるのが四つということでもありますけれども、くじ引きみたいなことで決まってしまうので、くじ運に強い人を出したいというふうに思っていますが、まあ結果はその後でないと何とも分かりませんが、そういう別な意味での努力はしたいと、そのように思っております。

○岩藤議長 7番。

○7番 嘉藤議員〔一般質問席〕 町長の方から今手挙げをしたいということでのお話がありました。置戸の野球の今の現状でありますけれども、応援する方たちもたくさんおりますけれども、過去には少年団あるいは中学校や高校生、それから一般社会人と、野球の名門って言いますか、強い時期もありましたけれども、ちょっと話を聞きましたが、今年、置戸ロイヤルズがですね、青森県の方に東日本2部の大会で全国大会に出場して1回戦を勝ち抜いたという実績もありますけれども、少年団の方ですか、実はジャガーズが人数不足で今休止をしているような状況というのが続いているそうです。ということですね、もう本当に1年でも早い手挙げをしていただいて、応援大使あるいは町のPRもそうですけれども、野球に関心を持っていただいて、もっともっとその子どもたちの少年団活動なんかもできるような状況になっていけばいいなというふうに考えておりますけど、町長の思いをお聞かせください。

○岩藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 私も少なからず野球をやってきましたので、野球に対する理解はかなり強いというふうに思っております。まあ日本ハムファイターズも北海道の球団ということで今日までいろんな形で残してきた功績は大きいというふうに思っております。しかし、そうは言っても応援する側にとりまして、やはり勝敗と言いましょか、優勝を争っているようなチームの状況でないと、ファンは1人去り2人去りしていくのが常だというふうに思います。今の状況はそういう意味では最悪だなというふうな思いもないわけではありません。

それとまあ子どもの野球のことや社会人の人たちの野球のことにもお話ありましたけれども、まあ今どの地域においてもそうなんですが、野球に対しては昔ほどの熱がないと言いましょかね、わか

らんわけではないです。サッカーやなんかですと、その全員がピッチに立つと。全員がその攻撃したり守りに入ったりというような形になるわけではありますが、野球の場合は極端に言えばピッチャーとキャッチャーがやり取りして初めて試合が始まっていくというような、あとの人たちは極端に言えば何もしない時間があると、こういうスポーツが今の若い人たちにあまりこの人気、そういう意味での人気がないのかなと思ったりもします。しかし、野球をこよなく愛してきた者の一人からすると、やはりスポーツの中でも私は特に面白い競技だっというふうに思っていますので、少しでも広げていきたいというふうに思いますし、現在80名を超える人たちの応援団になってますけれども、まあ今年はそのままでやってくれたのは関係者の人たちの努力があつての結果だというふうに思います。

ですから80人が来年減らないようにしなきゃならないし、むしろ80人が100人ぐらいになるようにいろんな形で一生懸命やってくれた人たちを支えていくような、応援するような、そうした後援会にしていかなければならないだろうと、そのように思っております。ぜひあの議員の方もよろしくお願い申し上げたいと思います。

○岩藤議長 7番。

○7番 嘉藤議員〔一般質問席〕 会員が実は81名ということでありまして。特にその役場の職員の方すごく多く入っていただいているというお話を聞きましたし、私もファイターズの方の役員の方にもさせていただいてますんで、本当にあの今町長が話したように、役員さんたちの思いがですね、今の後援会を立ち上げて、今の形になったなというふうに思っております。

特に応援大使ということで、あのヘルメットやあのユニフォームにね、置戸町という名前が入ってますね、あのファイターズの選手たちが全国の球場を回ってますね、置戸町をPRしていただくというのは大変にこうまあ、ずっとではないでしょうけども、その期間だとは思いますが、楽しみにしている人たちもいますし、まあ町民はもちろん嬉しい思いでありますけど、置戸町に関係した人たちもね、そういう置戸町の名前を見た時には、ああ一緒になってやってる道民の球団だなというふうな思いがあるのかなと感じますけれども、まあ何かありましたらそういうことで、町長から一言いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○岩藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 いずれにしても、日本ハムという球団が北海道にその本拠地を置いたということは、やっぱりあの道民の一人としてきちんと認識しておく必要があるだろうというふうに思います。球団は球団として北海道のためにというような気持ちももちろんあるというふうに思います。また、北海道民としてそうした球団のそうした思いに対してきちんと応えていく、その責任と言いましようか、そういうものを少なからず感じていくような、また球団に対してそういうことが伝わるようなものになっていかなければならないだろうというふうに思います。

単に野球というだけじゃなくて、いろんなスポーツ全体に与えていく、やっぱり大きな要因としての球団の活動って言いましようか、あることは間違いのないことでもありますので、そうした観点からできるだけ支援と言いましようか、応援はしていきたいと、このように思います。

○岩藤議長 7番。

○7番 嘉藤議員〔一般質問席〕 応援していきたいということでありまして、先程ちょっとあのジャガーズが今人数不足で休止をしているという話をいたしました。最近の議会の予算の中でもバス

ケットゴールの購入とかスポーツセンターに順次備えたりということで、大変少年団のバスケの関係では40数名の部員の方がいて、今活動してるということを聞きました。残念ながら野球、サッカー、人数の多いところはなかなかその人気のこともあって、なかなか人がやる機会が少ないのかなと思いますけどね。まあこれを機会にですね、応援大使それから町のPRも兼ねてですね、ぜひともこう置戸のためにと言いますか、子どもたちのためにですね、1年でも早く手挙げをして、なんとかこううまくくじ運も良い状態で当たることを期待して私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○岩藤議長 これで一般質問を終わります。

◎日程第 3 議案第38号 定住自立圏の形成に関する協定書の
締結についてから

◎日程第15 議案第50号 工事請負契約の締結についてまで
————— 13件 一括議題 —————

○岩藤議長 日程第3 議案第38号 定住自立圏の形成に関する協定書の締結についてから、日程第15 議案第50号 工事請負契約の締結までの13件を一括議題とし、これから質疑を行います。議案の順序で行います。

〈議案第38号 定住自立圏の形成に関する協定書の締結について〉

○岩藤議長 まず、議案第38号 定住自立圏の形成に関する協定書の締結について。質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ次の議案に移ります。

〈議案第39号 置戸町印鑑条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に議案第39号 置戸町印鑑条例の一部を改正する条例。質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ次の議案に移ります。

〈議案第40号 置戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に議案第40号 置戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ次の議案に移ります。

〈議案第41号 置戸町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に議案第41号 置戸町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例。質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ次の議案に移ります。

〈議案第42号 置戸町下水道条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に議案第42号 置戸町下水道条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ次の議案に移ります。

〈議案第43号 置戸町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に議案第43号 置戸町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ次の議案に移ります。

〈議案第44号 令和元年度置戸町一般会計補正予算(第3号)〉

○岩藤議長 次に議案第44号 令和元年度置戸町一般会計補正予算(第3号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は別冊事項別明細書(第3号) 6ページ、7ページ。

歳出から進めます。

3、歳出。2款総務費、1項総務管理費。3款民生費、1項社会福祉費、2項児童福祉費。

質疑はありませんか。

7番。

○7番 嘉藤議員 総務費のところで、負担金補助及び交付金ということで、JRの方へ10万円の負担をするということでありましたけども、これは今年1年だけのものですか、それとも何年か継続して支払いをするということですか。

○岩藤議長 まちづくり推進室長。

○坂森まちづくり推進室長 この10万円でございますが、報道等でご承知のとおり、JR北海道が2019年から2020年度の2年間において、新たな観光列車の運行や必要な車輛整備のための経費、駅の利便性向上のためのWi-Fiや多言語案内設備など、利用促進に資する設備投資に関わるものとして、2年間総額で8億円程度の経費を見込んでいるとの回答があったことから、その半分を2年間にわたり、道や市町村で支援することとした次第でございます。

ゆえに、この緊急的かつ臨時的な支援につきましては来年度まで行われますが、支援内容は同様であるため負担金額も同額であるというふうに考えております。

○岩藤議長 ほかにありませんか。

7番。

○7番 嘉藤議員 自治会振興費のところでお伺いをいたしますけども、今回境野自治会の公民館を改修と言いますか、トイレですね、簡易トイレの関係で補助金を出しておりますけども、他にこういう対象になるような自治会の件数と言いますか、そういう施設はいくらぐらいあるのか、またそれについての、支援についての周知と言いますか、そういうことがどのようになされているかをお聞きいたします。

○岩藤議長 町民生活課長。

○渡邊町民生活課長 ご質問のありました地域で管理されている施設につきましては、古くから各集落ごとに住民の力を借りまして建築され、地域の交流の場として使用されたと記憶しております。また、時代の変化とともに人口の減少、老朽化などにより、そのうちの多くは地域の皆様の協力により、別の用途であったり、取り壊しをされております。現在古いものでは昭和20年代頃に建築された建物を始め、9施設と把握しておりますが、この中には使用されていない建物もあるかと思えます。

各地区には公民館や住民センター等の公的施設もございますので、交流学习の場として利用されていることと思えますが、このような地域で管理されている小さな会館は集落の活動の拠点でもあり、豊かな地域社会を築いてきたり、コミュニティ活動の場でもありますので、地域住民の負担軽減のため、昭和62年よりその新築・増築・改築費用等の一部を補助してまいりました。

ご質問のありました住民に対しての周知でございますが、現在のところ周知はしておりません。ですので、今後広報等を通じまして、この9施設維持される地区もあると思えますので、広報等を通じて周知していきたいと考えております。

○岩藤議長 7番。

○7番 嘉藤議員 実は秋田地区にも会館が雄勝1、雄勝2、そして幸岡、そして秋田ということで4つ、そういう施設がありました。ところが現状ですけども、もう幸岡会館は今使われておりません。そしてその部分については秋田住民センターを利用していますし、秋田会館についても、もう取り壊しを自分たちの手で進めております。もうこれからだんだん使う機会が少なくなって、もし取り壊しでもするよなんていうことになりましたらですね、今の関係では改修、新築・改修あるいはそれが2分の1、あるいは最大300万円だったと思えますけども、もしそういう取り壊しのようなことについて発生するという場合がありますら、今のなかではそういう補助はないとは思いますが、将来に向けてはそういうものも検討していただきたいと、よろしく申し上げます。

○岩藤議長 町民生活課長。

○渡邊町民生活課長 現在のところ、補助規則により解体の補助につきましては補助の対象とはなっておりませんことをご理解いただきたいと存じます。また、今後このような要望が各地区から増えてまいりましたら協議検討していきたいと考えておりますが、地域で管理されてきた経過からも現在の段階では補助対象とはならないということもご理解いただきたいと思えます。ただ、今後増えてきた時には町としても検討をさせていただきたいと考えております。

○岩藤議長 町長。

○井上町長 今、議員からお話がありましたように、秋田地域においては4つあると思えます。過去にはやはり、あの改築って言いましょうか、したいんで何とかお願いできないかっていう要請があったのも事実です。しかし、まあいろいろ社会状況って言いましょうか、車社会ですし、まあ管理って言いましょうか、町としてはできるだけ秋田地域で言えば秋田住民センターを使ってほしいという思いがあります。ありますけれども、今言われたように地域には分散してる状況もありますので、地域の人たちと協議をして、まあ町としてはできるだけ集約をしたいという思いの中で整理をしていきたいというふうに思ってます。

今の要綱からしますと、補助要綱からしますと3分の1補助だとか、300万円かな、というよう

なこともありますけれども、これはまあ現実的には難しいと思うんですよ。ですから、まあできるだけ地域の人たちの理解もいただいて整理して行きたいなというふうに考えているところです。

○岩藤議長 他に質疑はありませんか。

6番。

○6番 高谷議員 先程のJRの関係について、今のJRの現状から考えて、その事業の8億の中の2分の1の4億円ということで、これ町村に配分されたというふうに思うんですが、まあ今の石北線存続含めて、この程度の支援でJRが生き返るなんていうことはちょっと考えられないと。

あの基本的には国の責任としてJRに対する、その存続の支援というのは必要だというふうに思うんですが、今後において新たな政策としてこういうものが現れるとすれば現実的にはどのようなものがあるのか。あまりにも10万円という金額についてはちょっと現実離れした数字で、もっとしっかりとした支援策がなければ、今のままでは石北線存続もちろんですけども、JR自体が存続が危ないなという思いがありますけども、その辺について。町長からは前に10万円程度っていう話聞きましたけども、まあ本来これでは済まないではないかなっていう気がするんですが、その辺についてどのような考えがあるか聞きたいと思います。

○岩藤議長 まちづくり推進室長。

○坂森まちづくり推進室長 はい、あの実はこの今回お諮りしましたこの10万円なんですけれども、まあもちろんこのJRが今喫緊の経営状態にあるということもあります。臨時的、本当にあの緊急的、臨時的な措置であるということがまず1点ございます。

今並行いたしまして、もちろん国や北海道、私どもと、いわゆるこのJR北海道に対するこの経営の根本的なですね、その支援であったり、補助であったりということについての議論を並行して今進めてるところでございます。

実はご承知のとおりですけども、2年間に400億円台ということが報道でされておりますけれども、この部分を次の2年以後のですね、国が補助の内容を示すにはいわゆる法改正が必要であると私も伺っております。ですので、そういった国の法改正の動きを含め、この補助の規模を含めて定めれば、必然と北海道と私どもがどのような形での支援になるのかという議論に移っていくものと考えております。

ご承知のとおりですけども、JRの経営につきましては単純な赤字経営よりも、まあ震災の影響等もあって、より状況が悪くなっているという報道がなされたところでございます。ですので、ここは国そして北海道、私ども沿線自治体を含めましてですが、さらなる支援のあり方について、もちろん検討協議させていただきたいと思っておりますし、その支援の中身がある程度決まりました時には、改めてこの議会の場でご相談をさせていただきたいと考えております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 7ページの一番下段の認定こども園に要する経費について、関連してちょっと質問したいと思っております。この扶助費の162万円についてはその資料ですね、44号説明資料の中で算定根拠60人を見込んで4,500円の半年分ということで、これはわかりました。

その上段のですね、まあ傍聴の方はちょっと資料がないとわかんないと思っておりますが、あの3号該当

のですね、(A)、これが利用者負担の無償化に伴う町の独自負担ということで333万9,000円を資料の中で提示されてるわけですが、この算定根拠ですね、3号部分のですね、副食費と主食費、これが町の負担になるということですが、今回はこの補正の増額補正に入ってませんけど、この333万9,000円のですね、根拠ですね、ちょっと示していただきたいと思います。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 補正予算の中で大まかに説明いたしましたけども、先程議員の方からありましたこの資料にあります、年額約333万9,000円。ここの見込みの算出根拠につきましては、この資料の表面を見ていただきたいと思います。

議案第44号説明資料の1ページ目の右の表にあります、これが現状8月現在の対象者数を1号、2号の課税・非課税者で64名。3号の非課税世帯で3人。課税世帯で21名としております。この中で、多種減免により、もう実際第2子目が半額、3子目以降無償としている以外の10名を算定根拠といたしまして、その分を町で独自負担として見込んだ年間の数字でございます。

他の今回の改正、国の改正によります公定価格に含まれる予定の部分、それから令和元年度の無償化。国の制度による無償化に関する地方負担分については臨時交付金として、予算書でいう地方特例交付金としてですね、負担するとされている部分もございます。ただ、その部分につきましては上限を2,349億円として12月頃に基礎数値を集約してですね、3月ぐらいにこれは交付金として別口で入るといふこととされておりますが、まだこの部分については詳細がまだ来ておりません。公定価格につきましても、これは例年12月の補正でお願いをしているところですが、人件費高騰分、それから今回の消費税の増税分、いろんな部分を加味して算出した公定価格が11月ぐらいに来ると思われま。その時に合わせて歳入歳出の補正をまた計上する予定となっておりますので、そういった部分で見込みがまだ立たないというところで、今回はあくまでも国基準による利用者負担分と町の制度での上乗せ分の差額を算定基礎として算出できる部分の補正ということで、歳入のみの補正とさせていただきます。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 ちょっと分かりにくい説明だったんですが、いわばその333万9,000円の算出根拠を何名分で、まあ10名って言ってましたか、対象。21名中10名って聞いたんですけど、まあ要はその部分のですね、あの下の表にありますね、162万円のこの算出根拠と同じようにですね、この333万9,000円についてのですね、まあ算出根拠って言うかな、それをこの表のとおり説明してもらえば非常に我々はわかりやすいと。この分があ町の負担になるんだよっていうことなんだけど。

ただ、今回は補正予算に出してないのは、国の基準がまだ未確定なんで、それを相殺して12月の補正に出すという、その理解はしたんですけど、要はこの333万9,000円という数字が出てますからね。出ているのは、数字が出てるってことは必ずその算定の根拠があると思いますんで、そこでちょっと尋ねたんですが。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 食材費の方で上限4,500円ということで、これは国の算出の統計でですね、まあ4,500円が妥当だということで、4,500円を上限にこども園の方で徴収ができ

ると、合わせてこども園の方でも4,500円ということで、これははっきりしている数字で、60人×4,500円という算出根拠をお示しましたけども、この3号認定の課税の部分につきましては、町の階層で言いますと、概ね5階層ぐらいからですね、10階層まで、人それぞれ金額がばらつきがあります。そちらの一覧として現在の部分をですね、算出をして、その結果が300万円ちょっととなっておりますけども、一応そのまま例えばで言いますと、町の区分でいくと第7階層で28,000円、国の階層でいくと第5階層で41,500円と言った部分で、この差額が今まで町で被っていた部分ですけど、その国基準でですね、計算した部分の課税者分のまあその階層、人によってそれぞれです。2子目の減額の方、3子目以降の減額、これをちょっと示しますとかなりの一人一人の表としてですね、提示しないと、あとは平均でですね、考えるしかないんですが、この数字につきましては具体的に今現状での各階層ごとに算出を、実際にいただいている数値を基にですね、算出した数字となっております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

1番。

○1番 石井議員 介護予防地域支え合い事業に要する経費のところなんですが、まあショートステイ事業と言いますか、その利用者の増加ということで、今回補正をしているというふうに思うんですが、ちょっと確認のためにショートステイは10人程度って言いますか、10床と言った方がいいのか。まず、その人数の確認と現在の充足度って言いますか、空きベッド数と言いますか、そちらの状態っていうのは今どのようになっているのかお聞かせを願いたいというふうに思います。と言いますのも、非常にあの高齢化が進む中でショートステイの利用っていうのが緊急度が増してるのかなど。いざ使いたいという時にすぐに入れるのかどうかという現状をお聞かせ願いたいというふうに思います。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 まずショートステイの利用できるベット数ですけども、10床となっております。この10床のうち、この制度内容につきましては、昨日の補正の説明の時に説明したとおりですけども、介護保険で利用できる日数といたしまして、まあ点数ですとか加算で若干違いますが、要支援1だと介護保険では11日しか使えません。要支援2は19日で、まあ要介護3以上となると30日使えると。その不足分をこの町の制度で補っているところでございます。

現状としてですね、今年度なぜこんなに足りなくなったかという状況ですけども、ちょっと入院をされた方で、ちょっと自宅には帰れることができずですね、まずは緊急避難的にショートステイとして利用をしたということで、あくまでもショートステイというのは短期間利用するということになります。

こういうことで充足度としては、今のところ満床が続いてたもんですから、何人かショートステイを利用したくてもできなくてですね、まあ北見のショートステイですとか、そういった部分を紹介した方も2名ほどいらっしゃいました。

こういった状態がずっと続くわけにはいきませんので、このショートステイもただ利用していただくということではなく、ショートステイを短期間利用した後、その後どうするかといったこともケアマネ含めて、家族と本人と協議をしてですね、この状況は養護老人ホームに入所もしくは特養に入所によりまして、2月ぐらいを目処には、そちらの方に移行していただいて解消できる予定となっております。

りますので、今回の補正計上につきましても、だいたい12月ぐらいまでにはこの長期で利用していた4名程度の方は、各正式入所の方に入所の見込みという数字で算出をして計上しているところでございます。

その後につきましては、ショートステイを使いたい人についてはスムーズに利用できるような状況にしたいと考えております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ次のページに進みます。

8ページ、9ページ。

4款衛生費、1項保健衛生費、2項清掃費。5款労働費、1項労働諸費。6款農林水産業費、1項農業費、2項林業費。

質疑はありませんか。

2番。

○2番 小林議員 1つはですね、未来への森づくり事業の関係なんですが、1つは意向調査の人数はどれくらいいるのかなということと、いつまでにこの事業を終わらせるのか。2つ目は森林所有者の情報システムの関係で、これあの機械を買うということは分かったんですが、これとドローンとの関係がどういうふうなことで使っていくのか、あるいはそのドローンの機能というかね、それをうまく今のパソコンと両方ができるのかと。それと操作する人が何て言うんですかね、研修だとかそういうものに携わらないとすぐ使えないということで、まあそのドローンの機能をどの程度持っているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○岩藤議長 産業振興課長。

○葦島産業振興課長 今のご質問は未来への森づくり事業、まず最初の意向調査の関係でございますけれども、あの説明の時にも若干触れましたけれども、あの意向調査業務委託料としましては森林計画未加入者に対しまして行うものです、人数といたしましては約290名を見込んで予算計上しているところでございます。

また、2つ目のですね、森林所有者情報システムとドローンとの関係ということでございますけれども、森林所有者情報システムにつきましては、現在も所有しています、あの一般的にGPSの測量機等がこの森林所有者情報システムになります。システム自体は本体とコントローラー、またパソコン等を含めて一体のものでございますけれども、今回更新するものにつきましては森林所有者情報システムのうち、本体それとコントローラー、それとあのパソコンに取り込むためのシステムの一部改修。その経費が含まされて2,035,000円となってございますけれども、ドローンとの棲み分けということではですね、今のあのGPS測量機につきましては、そこで測量して図面に落としたものにつきましては、公共事業補助金をもらうための提出添付資料として正式に認められる資料でございます。そのため、あの今現在は全てあのGPS測量したもので補助金の申請をするという形になってございます。

ドローンにつきましては、今回うちの方で購入を予定している機種につきましては映像撮影機能を重視してですね、そういう機能が充実しているようなシステムとなりますけれども、まあ映像にその測

位データ、緯度、経度のデータを入れることですね、写真測量もできる機種にはなってございます。

ただし、今のところ補助金といたしましては、その写真測量で作った面積等につきましては補助金の申請資料としては認められないということでございますので、今回はうちに関してはあの映像撮影を主な目的ということで購入したいと考えてございます。

また、最後に研修の件でございますけども、今現在ですね、近場で言えば中部森林管理署、また造林協会とですね、林業でいけば林業関係団体ですね、研修会を開催している状況でございますので、そちらの方の参加ということで飛行技術の向上を図ってまいりたいというふうに思っていますが、まあ購入時にもですね、ある程度飛行できるだけの操縦操作研修、それはあの本体の価格の中に含まれておるということで、買った時点で職員何名か集めまして飛行訓練をするということになってございます。以上です。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 高谷議員 負担金補助及び交付金。常盤地区の飲雑用水利用組合の補助金ということで、当初の予定、予算ではですね、1,926,000円と、それに合わせて今回また不具合が見つかったということでトータルで2,331,000円と。そのうちの8割を補助すると。本来営農用水のこういう金額がかさむ。そういう修理費の補助については0.5っていうか、2分の1だったんですが、あまりにも金額が大きいのでここは8割仕方ないと。あの本来であればもう少し頑張ってもらいたいところですが、それにしても非常に大きな修理がかかるようなそういう状況になってきてます。

そこであの常盤地区としては今までは漏水の箇所がなかなか発見できなくて、当初みなさん40万円ぐらいずつ負担して、それだけ電気料金がかかっていたわけですね。それを個々が40万円を別に負担しながら、あの辺の地域の維持を、営農用水の維持をやってきたわけですが、これらの修理を終えた時点で今、実質漏水率というか、そういう数字がもし出るとすれば、それをちょっと教えていただきたいのと、今回はあくまでも応急的なその故障箇所の修繕ということで、町の水道事業も概ね終わりました。これから営農用水についてもですね、今あの3箇所あるんですが、これについての対策についても今後やっていかなければ、かなり老朽化して来てるんで、その辺の改修計画というか、そういうものがあればちょっとお聞かせいただきたいと思います。

まず、この修理をしたことによる電気料とかそういうものは、もうすでに出てるというふうに思うんですが、その数字についてちょっと教えていただきたいと思います。

○岩藤議長 産業振興課長。

○葦島産業振興課長 常盤地区の飲雑用水施設の関係かと思えますけども、今回大規模な改修工事、修繕工事ということでですね、約配水池から濾過池、管のポンプの漏水修繕を行ったわけでございますけども、約あの5メートルを掘って中を露出させて排水、まあ当初予定してたのは排水箇所、排水ポンプでなくてですね、配管の方で漏水してるんじゃないかということで、そういう見込みで掘ったんですけども、実際に現場見たところですね、仕切弁、またあのそのジョイントからも漏水が発見されました。そこで掘ってそこを直さないことにはですね、配管だけ換えても今回の修繕効果は得られないということで、現場で急遽追加工事ということで行ったところでございます。

電気料でございますけども、今その漏水、修繕前の電気料につきましては月々約20万円かかって

おりました。それがですね、今修繕を終えた後が約3分の1、7万円ちょっとということで、今のところ効果を発揮してきてるんですけども、まだ修繕後ですね、2ヶ月しか経過してませんので、これがずっと続くかどうかというのは今後を見守っていきいたいなというふうに思いますけども、最初に高谷議員がおっしゃったとおりですね、本来8割負担っていうのはなかなかないぞという話でございましたけども、自分たちでいろいろと修繕費等ですね、負担した中でですね、まあ水道会計もまあ電気料に食われてほとんどないという状況の中で、8割負担致し方ないということで判断したところでございます。

これからの営農用水、今回の修繕につきましては、あくまでも一時的なものでございます。今ですね、あの国の方へ営農用水の全体的な改修計画ということで要望を上げているところでございます。第1番目には常盤の営農用水を来年度以降できないかということで要望調査、要望をあげております。常盤の後につきましては川南、その後ですね、拓実ということで、今3地区の年度は終わってからになるんですけども、要望を上げている最中でございます。

○岩藤議長 6番。

○6番 高谷議員 だいたい分かりました。3分の1っていうことはですね、ここは2段階に水を揚げて供給してるんで、ちょっと費用のかかる施設なんですけど、それにしても年間40万円くらいの補助であっても、かなりやっぱり今負担が大きいと。利用者もかなり少なくなってきてます。それは常盤だけじゃなくて川南も、それから拓実もそうなんですけど、それぞれの利用者が少なくなって個々の負担が非常に大きいという意味ではね、なるべく早急にそういったリスクを解消する意味で故障の少ない状況に持っていかなければ、すぐにこれが利用者の負担に跳ね返ってくるということで、その辺については早急に検討していただきたいなというふうに思いますし、今後の負担についてはね、8割、これは致し方ないというふうに思うんです。

額が大きいだけに、これを従来通りの5割でやっていたのでは利用者どんどんどんどん負担が大きくなっていくし、それぞれ町の施設でありながら各施設を担当している地域の人達が運営してるんですけど、それらについてもちょっと放棄されたら困るという意味で、その辺しっかりやってもらいたいなというふうに思います。

○岩藤議長 産業振興課長。

○葦島産業振興課長 はい、今、高谷議員おっしゃるとおりですね、要望も上げてございます。早期に着手できるようにいろいろと要請をしていきたいなというふうに思います。また、現状としましてはですね、常盤の今家庭用でトン当たり249円の単価で水道料を取ってます。

置戸町の簡水でいけば、簡水から見ると10トンで1.3倍くらいの負担もしてございますので、なるべくそういう状況を早く解消できるようにやっていきたいなというふうに思っていますのでよろしくお願いいたします。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ次のページに進みます。

10ページ、11ページ。

7款商工費。8款土木費、1項土木管理費、2項道路橋梁費。10款教育費、2項小学校費、4項

社会教育費。

○岩藤議長 質疑はありませんか。

2番。

○2番 小林議員 社会教育費の負担金及び補助金の関係なんですが、私ども認識不足のところもあるんですが、まず参考にお聞きしたいと思いますけども。説明でも限度額は25万円ということと、年齢が概ね40歳ぐらいだというふうに聞いてました。それで今回林業グループがですね、管内で20名程度が行く。ドイツ、それからスイスですか、行くということで、まあ54万円ほどの費用がかかるということで、その残りは自己負担かあるいは各会社で出すのか分かりませんが、それにしても限度額が25万円が少ないのかなという感じもいたしました。

それで今規則がそういうことであればやむを得ないと思いますけども、1つについては今やっぱり50歳とか60歳って、定年前の人はある程度ですね、やむを得ないと思うんですが、定年後やっぱり60歳から70歳までっていったらちょっとオーバーになると思いますけれども、もうちょっと年齢の幅広げたらどうかと思うんですよね。

まあ概ね50歳って言ってましたから、できれば60歳くらいまで、あと10年ぐらい広げたらどうかというのが一つの私の考え方なんですが、今やっぱりなんて言うんですかね、海外に行きたくても若い時はなかなか行けないと思うんですよ。それで年齢幅を拡げると多少行けるのかなということで、今林業の方も非常に盛り上がっている時でございますので、今回5名行くうち何人かは昔対象になっている人も聞いております。60歳を過ぎても今回行くって人も2人くらいいますので、できればですね、規則改正やもうちょっと年齢幅をあげる、あるいは補助金ももう30万円くらいあげてもいいんじゃないかと。特に林業や農業というのは単独で行くもんですから、あの向こうへ行っても費用は結構かかるんですよ。

これは昔の話で非常に悪いんですが、あのノルウエーやスエーデンに行ったら、10日くらい泊まるとですね、70万円とかって、非常にかかるんですよ、林業の場合は。そういうことであれば、もうちょっと額をもうちょっと30万円くらいに上げるとかね、今25万円ですから5万円程度上げるとかというのを、もうちょっと柔軟に考えていただければありがたいと思うんですが、その辺どうですか。

○岩藤議長 社会教育課長。

○五十嵐社会教育課長 中堅青年の海外派遣研修事業の補助内容についてのご検討ということでご質問があったかと思えます。内容につきましては今議員さんがおっしゃられたとおりですね、対象につきましては、20歳以上40歳までの町民。特に必要と認められた場合には50歳までということにさせていただきます。

この研修制度の目的でございますが、新しいまちづくり、置戸のまちづくりを進めるために知識だとか見聞を広めていただきたいということで、特に内容としましてはそれだけのものがございます。道内、道外だけではなくて、海外を見ることによって広い知識・視野、それから経験を持つことが必要であるので、制度を設けてその半分につきましては補助するという内容のものでございます。

過去におきまして、ちょっと実績をお話させていただきたいというふうに思いますが、平成8年度から昨年度まで、平成30年度までの間ですけれども、22名に対してこの補助を支出しております。

研修先につきましてははるく幅が広いんですけども、オーストラリア、イギリス、カナダ、タイ、この他にも数箇所ございますが、主にこれらのところに対して支出をしてきているところでございます。

今回のドイツ方面でございますが、過去の中では一番補助金としては多い金額となっております。今までで一番多い方でいきましても、1回あたりですね、20万円というのが今までで多かったところでございます。ということは倍額かかっておりますので、経費としたら40万円かかっているうちの2分の1で20万円負担と。あとにつきましてははたいたい10万円前後ぐらいの補助になっていたというのが現状でございます。

一つにご質問にあったとおり、もう少し年齢幅を上げてみてはというご質問なんですけども、あの確かに議員がおっしゃるとおり若いうちはなかなか行けない、仕事のにも行けない。それから金銭的にも行けないというのは私どもも承知してるところでございます。

ただ、まあ逆に言いますと見聞を広めながら新しい置戸のまちづくりに活かしていただきたいという大きな視点があるものですから、できれば50歳ぐらいまでの方に行っていただくそうですね、まああの今後のまちづくりに大きく活かしていただけるのではないかなというのが、今の補助金の考え方が一つであります。

それから金額的な部分の話もされていたかと思うんですけども、今の金額が適切かどうかというあたりはもう少し検証が必要になってきているかと思いますが、先程お話ししたとおり、今までの流れで行きますと、だいたいこれで達してきているかなと。まあ今回でいうと54万円のうちの半分で行きますと27万円。ただ、補助限度額が25万円なので2万円ほど不足にはなっているというのは確かですので、まあちょっと今後の部分で少し検証をしていかなきゃならないということで理解をさせていただきたいというふうに思います。

○岩藤議長 会議の途中ですが申し上げます。12時を過ぎましたが、引き続き会議を続けます。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ次のページに進みます。

12ページ、13ページ。5項保健体育費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければここでしばらく休憩します。

午後1時から再開いたします。

休憩	12時03分
再開	13時00分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の質疑を続けます。

〈議案第44号 令和元年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第3号)〉

○岩藤議長 議案第44号 令和元年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第3号)。

4 ページ、5 ページ。

2. 歳入。9 款地方交付税。1 3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、2 項国庫補助金。1 4 款道支出金、1 項道負担金。1 7 款繰入金、2 項基金繰入金。

質疑はありませんか。

2 番。

○2 番 小林議員 未来への森づくり基金の関係なんですけれども、今年の額は確定いたしましたか。

○岩藤議長 産業振興課長。

○葦島産業振興課長 6月に補正した時に、まあ1回目が9月ということでお話をしていましたが、今のところあの国の方から通知はまだ来ていない状況でございます。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ次の議案に移ります。

〈議案第45号 令和元年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)〉

○岩藤議長 議案第45号 令和元年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は別冊事項別明細書(第2号)。

4 ページ、5 ページ。

下段の歳出から進めます。

3. 歳出。6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金。

○岩藤議長 質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ上段、歳入に進みます。

2. 歳入。5 款繰入金、2 項基金繰入金。

○岩藤議長 質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ次の議案に移ります。

〈議案第46号 令和元年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第1号)〉

○岩藤議長 議案第46号 令和元年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第1号)。

第1条 歳入予算の補正は別冊事項別明細書(第1号)。

2 ページ、3 ページ。

2. 歳入。1 款使用料及び手数料、1 項使用料。3 款繰入金、1 項他会計繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ次の議案に移ります。

〈議案第47号 令和元年度置戸町下水道特別会計補正予算（第2号）〉

○岩藤議長 議案第47号 令和元年度置戸町下水道特別会計補正予算（第2号）。

第1条 歳入予算の補正は別冊事項別明細書（第2号）。

2ページ、3ページ。

2. 歳入。2款使用料及び手数料、1項使用料。4款繰入金、1項他会計繰入金。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ次の議案に移ります。

〈議案第48号 財産の取得〉

○岩藤議長 議案第48号 財産の取得について。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ次の議案に移ります。

〈議案第49号 工事請負契約の締結について〉

○岩藤議長 議案第49号 工事請負契約の締結について。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ次の議案に移ります。

〈議案第50号 工事請負契約の締結について〉

○岩藤議長 議案第50号 工事請負契約の締結について。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 49号とも関連するかもしれませんが、これからの契約ということで消費税の取り扱いについては10%ということを確認したいと思うんですが、ただ今年になってですね、完成が例えばなんだろう、まだ完成してなくて契約は終わってて11月とか12月とか、完成する工事請負契約の締結してる契約がありますね。その取り扱いについては10月から施行される消費税の10%についての取り扱い、どういうふうになりますか。

○岩藤議長 総務課長。

○深川総務課長 今ご質問のとおり、これから契約する分については10%です。そのとおりでございます。以前契約しているものでございますが、工期の完了月日、受け渡し月日で10月を超えていれば消費税が増税された時点で10%ということ想定して契約書の方は記載してございます。10%で記載しております。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 確認しますけど、そうすると契約したものについては以前契約して、そして工期が完了するのは10月以降の部分については、その契約書の中で10%に、そういうふうに対応するというので、契約金額もそのようになっているんですか。

○岩藤議長 総務課長。

○深川総務課長 そのとおりでございます。工期が10月1日を超えていけば10%と、特段の定めがない限り10%でお支払いするということで契約書を交わしてございます。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、議案第38号から議案第50号までの13件を通して質疑漏れはありませんか。1番。

○1番 石井議員 参考までに議案第48号の財産の取得についてなんですけども、このスクールバスについてはドライブレコーダー等の取り付けがあるのかどうかをお聞かせを願いたいと思います。

○岩藤議長 学校教育課長。

○石森学校教育課長 ドライブレコーダーのですね、取り付けはありませんが、バックモニターはついてございますので、そういった形での安全対策はしております。

○岩藤議長 ほかに質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければここでしばらく休憩します。そのまま自席でお待ちください。

休憩 13時08分

再開 13時11分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第38号から議案第50号までの13件を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければこれで質疑を終わります。

これから議案第38号 定住自立圏の形成に関する協定書の締結についてから日程第15 議案第50号 工事請負契約の締結についてまでの13件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで議案第38号から議案第50号までの13件について討論を終わります。

これから議案第38号 定住自立圏の形成に関する協定書の締結についてから議案第43号 置戸町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例までの6件を採決します。議案の順序で行います。

まず議案第38号 定住自立圏の形成に関する協定書の締結についての採決を行います。

議案第38号については原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第38号 定住自立圏の形成に関する協定書の締結については原案のとおり可決されました。

次に議案第39号 置戸町印鑑条例の一部を改正する条例の採決を行います。
議案第39号については原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。
(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第39号 置戸町印鑑条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。
次に議案第40号 置戸町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の採決を行います。
議案第40号については原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。
(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第40号 置戸町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。
次に議案第41号 置戸町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の採決を行います。
議案第41号については原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。
(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第41号 置戸町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例は原案のとおり可
決されました。
次に議案第42号 置戸町下水道条例の一部を改正する条例の採決を行います。
議案第42号については原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。
(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第42号 置戸町下水道条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されまし
た。
次に議案第43号 置戸町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の採
決を行います。
議案第43号については原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。
(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第43号 置戸町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例は原案のとおり可決されました。
次に議案第44号 令和元年度置戸町一般会計補正予算(第3号)から議案第47号 平令和元年
度置戸町下水道特別会計補正予算(第2号)までの4件を一括して採決します。
議案第44号から議案第47号までの4件については原案のとおり決定することに賛成の議員は起
立願います。
(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第44号 令和元年度置戸町一般会計補正予算（第3号）から議案第47号 令和元年度置戸町下水道特別会計補正予算（第2号）までの4件については原案のとおり可決されました。

次に議案第48号 財産の取得についての採決を行います。

議案第48号については原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第48号 財産の取得については原案のとおり可決されました。

次に議案第49号 工事請負契約の締結についての採決を行います。

議案第49号については原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第49号 工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

次に議案第50号 工事請負契約の締結についての採決を行います。

議案第50号については原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第50号 工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

◎日程第16 決議案第2号 事務検査に関する決議

○岩藤議長 日程第16 決議案第2号 事務検査に関する決議を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

1番 石井伸二議員。

○1番 石井議員 ただいま議題となりました決議案第2号 事務検査に関する決議について趣旨の説明を申し上げます。

本案は、9月11日の本会議において決算審査特別委員会に閉会中の継続審査として付託された平成30年度置戸町一般会計各特別会計歳入歳出決算の認定について、委員会における審査に万全を期するために、地方自治法第98条第1項の規定により関係書類の提出を求め事務検査を行うことができるよう提案したものであります。

決議の内容ですが、

1、検査事項

平成30年度置戸町一般会計各特別会計歳入歳出決算に関する事項。

2、検査方法

(1) 関係書類及び財産に関する書類等の提出を求める。

(2) 検査は、決算審査特別委員会に付託して行う。

3、検査権限

本議会は、1に掲げる事項の検査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限を決算審査特別委員会に委任する。

4、調査期限

決算審査特別委員会は、1に掲げる検査が終了するまで閉会中もなお検査を行うことができる。

以上の内容による決議であります。よろしく御審議の上御賛同を賜りますようお願いを申し上げ趣旨の説明を終わります。

○岩藤議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければこれで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議員 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから決議案第2号 事務検査に関する決議を採決します。

決議案第2号については原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、決議案第2号 事務検査に関する決議については原案のとおり可決されました。

◎日程第17 意見書案第6号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書から

◎日程第19 意見書案第8号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める要望意見書まで

————— 3件 一括議題 —————

○岩藤議長 日程第17 意見書案第6号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書から日程第19 意見書案第8号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める要望意見書までの3件を一括議題とします。

お諮りします。

意見書案第6号から意見書案第8号までの3件については置戸町議会会議規則第38条第2項の規定により趣旨説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

よって意見書案第6号から意見書案第8号までの3件については趣旨説明を省略することに決定しました。

○岩藤議長 これから意見書案第6号から意見書案第8号までの3件について一括質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議員 なければこれで質疑を終わります。

これから意見書案第6号から意見書案第8号までの3件について一括討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第6号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書から意見書案第8号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める要望意見書までの3件を一括採決します。

お諮りします。

意見書案第6号から意見書案第8号までの3件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第6号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書から意見書案第8号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める要望意見書までの3件については原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議員の派遣について

○岩藤議長 日程第20 議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、置戸町会議規則第124条の規定によりお手元に配付の議案のとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがってお手元に配付の議案のとおり議員の派遣をすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま議決しました議員派遣の内容に今後変更を要する時は、その取り扱いを議長に一任願いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の内容に今後変更を要する時は、その取り扱いを議長に一任することに決定しました。

◎閉会の議決

○岩藤議長 お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって置戸町議会会議規則第6条の規定によって本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣言

○岩藤議長 これで本日の会議を閉じます。

令和元年第6回置戸町議会定例会を閉会します。

散会 13時26分